

五島市地域防災計画
【災害対応マニュアル編】

令和2年3月
(令和4年6月修正)

五島市防災会議

目 次

業務一覧及び担当部・実施時期	1
部別・班別業務一覧	6
災害時の体制	10
第 1 章 応急活動体制の確立	19
第 1 節 災害対策本部等の設置	19
第 2 章 災害対応のコーディネート	24
第 1 節 情報の収集・伝達	24
第 2 節 広報	29
第 3 節 自衛隊の災害派遣要請要求	31
第 4 節 県、他市町村等への応援要請	34
第 5 節 緊急輸送	37
第 3 章 命を守る	42
第 1 節 水防・土砂災害警戒活動	42
第 2 節 津波警戒活動	44
第 3 節 避難情報の発令	45
第 4 節 消火活動	49
第 5 節 二次災害の防止	51
第 6 節 救出救助	53
第 7 節 医療救護活動	54
第 4 章 生活を守る	56
第 1 節 避難所等の運営	56
第 2 節 食糧・生活必需品等の供給	59
第 3 節 給水活動	61
第 4 節 保健衛生活動	63
第 5 節 し尿、生活ごみの処理	65
第 6 節 行方不明者の捜索、死体の処理・埋葬	67
第 7 節 社会秩序の維持	70
第 8 節 漂流油による沿岸汚染対策	71
第 5 章 復旧への足がかり	72
第 1 節 住宅の確保	72

第2節 文教対策.....	75
第3節 災害廃棄物の処理.....	78
第4節 公共土木施設の応急対策.....	79
第5節 ボランティアの受入れ.....	81
第6節 農林水産業の応急対策.....	82
第6章 公共施設の災害復旧.....	84
第1節 公共施設の災害復旧.....	84
第7章 生活再建.....	89
第1節 企業等の再建支援.....	89
第2節 被災者の生活再建支援.....	91
第3節 義援金品の受付・配分.....	93
第8章 災害復興.....	95
第1節 災害復興.....	95

業務一覧及び担当部・実施時期

※自身が所属する部・班は、P.11～12を参照

第1章 活動体制の確立

節	業務	担当										開始目標時間
		各部	総務企画対策部	市民生活対策部	保健福祉対策部	産業対策部	農水対策部	住宅水道対策部	教育対策部	消防対策部	支所	
第1節 災害対策本部等の設置 【P.19】	1-1 災害対策準備室の設置		本部対策職員	避難所								発災前
	1-2 災害警戒本部の設置		本部対策情報集約職員 広報管理	市民避難所	生活救護	指定無し	指定無し	指定無し	教育・教育施設	指令室	指定無し	発災前
	1-3 災害対策本部の設置	各班	連絡調整職員 広報管理									発災前
	1-4 災害対策本部の運営	各班	本部対策連絡調整情報集約職員									～3時間

第2章 災害対応のコーディネート

節	業務	担当										開始目標時間
		各部	総務企画対策部	市民生活対策部	保健福祉対策部	産業対策部	農水対策部	住宅水道対策部	教育対策部	消防対策部	支所	
第1節 情報の収集・伝達 【P.24】	1-1 通信手段の確保		本部対策広報									発災前
	1-2 気象情報の収集・伝達		本部対策									発災前
	1-3 被害情報の収集	各班	本部対策情報集約連絡調整								窓口	発災前
	1-4 被害情報の報告		本部対策庶務・会計	環境衛生	保健医療	調達・輸送	農林水産	土木水道	教育・教育施設			～3時間
	1-5 災害救助法の適用申請		庶務・会計									～3時間
第2節 広報 【P.29】	2-1 市民への広報	各班	広報									発災前
	2-2 報道機関に対する情報発表		広報									発災前
	2-3 市民からの問い合わせに対する回答		情報集約									発災前
	2-4 安否情報照会への回答			市民								～24時間
第3節 自衛隊の災害派遣要請要求 【P.31】	3-1 自衛隊の災害派遣要請要求		本部対策連絡調整									～3時間
	3-2 派遣部隊の受入れ		受援									～24時間
	3-3 派遣部隊の撤収要請		連絡調整受援庶務・会計									～1か月

節	業務	担 当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
第4節 県、他市 町村等へ の応援要 請 【P.34】	4-1 応援要請の 方針検討		職員									～3 時間
	4-2 県または他 市町村への応援 要請		連絡調整									～3 時間
	4-3 技術者、技 能者及び労務者 等の確保		連絡調整									～3 時間
	4-4 民間団体の 活用		連絡調整									～3 時間
	4-5 応援の受入 れ		職員 受援									～24 時間
第5節 緊急輸送 【P.37】	5-1 輸送手段の 確保		管理			調達・輸送						～3 時間
	5-2 輸送拠点等 の確保		管理			調達・輸送						～3 時間
	5-3 交通の確保						土木					～3 時間
	5-4 緊急輸送の 実施	各班	管理									～3 時間

第3章 命を守る

節	業務	担 当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
第1節 水防・土 砂災害警 戒活動 【P.42】	1-1 水防活動									警防		発災 前
	1-2 土砂災害警 戒活動						農林	土木				発災 前
第2節 津波警戒 活動 【P.44】	2-1 津波警報等 の伝達		本部対策									発災 前
	2-2 海岸線の巡 回						水産			消防		発災 前
第3節 避難情報 の発令 【P.45】	3-1 避難情報の 発令		本部対策	避難所								発災 前
	3-2 避難行動要 支援者の避難支 援			市民								発災 前
	3-3 学校・要配 慮者利用施設等 における避難				保健医療 生活救護				教育・教育 施設			発災 前
	3-4 帰宅困難者 への対応		連絡調整 広報			商工観光						～24 時間
第4節 消火活動 【P.49】	4-1 火災発生状 況の把握									予防 警防 消防		～3 時間
	4-2 消火活動									消防		～3 時間
第5節 二次災害 の防止 【P.51】	5-1 水害・土砂 災害等の危険箇 所への応急措置							土木				～24 時間
	5-2 被災建築 物、被災宅地の 応急危険度判定							住宅調査				～24 時間

節	業務	担当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
	5-3 有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止			環境衛生								～24時間
	5-4 危険物施設等の二次災害防止									危険物		～24時間
第6節 救出救助 【P.53】	6-1 救出救助活動									消防		～3時間
第7節 医療救護 活動 【P.54】	7-1 救護所及び避難所救護センターの設置・運営				保健医療							～3時間
	7-2 医薬品等の確保				保健医療							～3時間
	7-3 後方搬送									消防		～3時間

第4章 生活を守る

節	業務	担当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
第1節 避難所の 運営 【P.56】	1-1 緊急避難場所の開設		本部対策	避難所								～3時間
	1-2 要配慮者への支援			避難所								～24時間
	1-3 避難所の開設・運営			避難所								～3日
	1-4 福祉避難所の開設			市民								～3日
	1-5 避難所の閉鎖			避難所								～7日
第2節 食糧・生活 必需品等 の供給 【P.59】	2-1 食糧・生活必需品等の調達		管理 受援			調達・輸送						～24時間
	2-2 食糧・生活必需品等の供給		管理			調達・輸送						～24時間
	2-3 炊き出しの実施		管理	避難所								～3日
第3節 給水活動 【P.61】	3-1 給水活動						水道					～24時間
	3-2 水道施設の応急復旧						水道					～24時間
第4節 保健衛生 活動 【P.63】	4-1 防疫活動				保健医療							～24時間
	4-2 被災者の健康管理				保健医療							～3日
第5節 し尿、生活 ごみの 処理 【P.65】	5-1 し尿の処理			環境衛生								～24時間
	5-2 生活ごみの処理			環境衛生								～3日
第6節 行方不明 者の捜 索、死体 の処理・ 埋葬 【P.67】	6-1 行方不明者の捜索									消防		～3時間
	6-2 死体の処理			環境衛生								～24時間
	6-3 死体の埋葬			環境衛生								～3日

節	業務	担当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
第7節 社会秩序 の維持 【P.70】	7-1 社会秩序の維持		連絡調整 広報									～3 日
第8節 漂流油による沿岸 汚染対策 【P.71】	8-1 漂流油による沿岸汚染対策	各班	連絡調整									～3 時間

第5章 復旧への足がかり

節	業務	担当										開始 目標 時間
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部	支所	
第1節 住宅の確保 【P.72】	1-1 応急仮設住宅の供与			避難所				住宅調査				～7 日
	1-2 住宅の応急修理							住宅調査				～7 日
	1-3 住宅等に流入した障害物の除去							住宅調査				～7 日
	1-4 住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導							住宅調査				～7 日
第2節 文教対策 【P.75】	2-1 応急保育の実施				生活救護							～3 日
	2-2 応急教育の実施							教育・教育施設				～3 日
	2-3 社会教育施設の応急対策							生涯学習				～3 日
	2-4 文化財の応急対策							生涯学習				～3 日
第3節 災害廃棄物の処理 【P.78】	3-1 災害廃棄物の処理			環境衛生								～3 日
第4節 公共土木施設の応急対策 【P.79】	4-1 公共土木施設の応急対策					水産	土木					～3 日
第5節 ボランティアセンターの受入れ 【P.81】	5-1 災害ボランティアセンターの設置・運営支援		連絡調整									～3 日
	5-2 ボランティア活動の全体像の把握		連絡調整									～3 日
第6節 農林水産業の応急対策 【P.82】	6-1 農林水産業者への指導、助言					農林水産						～7 日
	6-2 家畜の保護					農林						～3 時間
	6-3 貯木の流出防止					農林水産						～3 時間

第6章 公共施設の災害復旧

節	業務	担当									開始 目標 時間	
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部		支所
第1節 公共施設 の災害復 旧 【P.84】	1-1 災害復旧事 業の実施		管理		生活救護	商工観光	農林 水産	土木 住宅調査 水道	教育・教育 施設 生涯学習			～3 日
	1-2 財源の確保		庶務・会計									～3 日

第7章 生活再建

節	業務	担当									開始 目標 時間	
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部		支所
第1節 企業等の 再建支援 【P.89】	1-1 農林漁業災 害復旧資金の相 談・斡旋						農林 水産					～7 日
	1-2 中小企業 の再建資金の相 談・斡旋					商工観光						～7 日
第2節 被災者の 生活再建 支援 【P.91】	2-1 罹災証明書 の交付及び被災 者台帳の作成		生活再建 支援 本部対策									～3 日
	2-2 被災者の生 活再建支援		生活再建 支援									～7 日
第3節 義援金品 の受付 【P.93】	3-1 義援金の受 付・配分		庶務・会計									～24 時間
	3-2 義援品の受 付・配分		管理 受援			調達・輸送						～24 時間

第8章 災害復興

節	業務	担当									開始 目標 時間	
		各部	総務企画 対策部	市民生活 対策部	保健福祉 対策部	産業 対策部	農水 対策部	住宅水道 対策部	教育 対策部	消防 対策部		支所
第1節 災害復興 【P.95】	1-1 災害復興計 画の策定		本部対策									～1 か月
	1-2 災害復興事 業の実施	各班										～1 か月

部別・班別業務一覧

※自身が所属する部・班は、P.11～12を参照

部名	班名	章	節	項	ページ	
各部	各班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-3 災害対策本部の設置	21	
				1-4 災害対策本部の運営	22	
		2	第1節 情報の収集・伝達	1-3 被害情報の収集	25	
				第2節 広報	2-1 市民への広報	29
				第5節 緊急輸送	5-4 緊急輸送の実施	40
		4	第8節 漂流油による沿岸汚染対策	8-1 漂流油による沿岸汚染対策	71	
		8	第1節 災害復興	1-2 災害復興事業の実施	95	
		総務企画 対策部	本部対策班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-1 災害対策準備室の設置
1-2 災害警戒本部の設置	20					
1-4 災害対策本部の運営	22					
2	第1節 情報の収集・伝達			1-1 通信手段の確保	24	
				1-2 気象情報の収集・伝達	24	
				1-3 被害情報の収集	25	
				1-4 被害情報の報告	27	
	第3節 自衛隊の災害派遣要請要求			3-1 自衛隊の災害派遣要請要求	31	
3	第2節 津波警戒活動			2-1 津波警報等の伝達	44	
				第3節 避難情報の発令	3-1 避難情報の発令	45
4	第1節 避難所の運営			1-1 緊急避難場所の開設	58	
7	第2節 被災者の生活再建支援			2-1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	91	
8	第1節 災害復興		1-1 災害復興計画の策定	95		
連絡調整班	1		第1節 災害対策本部等の設置	1-3 災害対策本部の設置	21	
				1-4 災害対策本部の運営	22	
	2		第1節 情報の収集・伝達	1-3 被害情報の収集	25	
				第3節 自衛隊の災害派遣要請要求	3-1 自衛隊の災害派遣要請要求	31
					3-3 派遣部隊の撤収要請	33
				第4節 県、他市町村等への応援要請	4-2 県または他市町村への応援要請	34
				4-3 技術者、技能者及び労務者等の確保	35	
				4-4 民間団体の活用	35	
	3		第3節 避難情報の発令	3-4 帰宅困難者への対応	48	
	4		第7節 社会秩序の維持	7-1 社会秩序の維持	70	
				第8節 漂流油による沿岸汚染対策	8-1 漂流油による沿岸汚染対策	71
	5		第5節 ボランティアの受入れ	5-1 災害ボランティアセンターの設置・運営 支援	81	
				5-2 ボランティア活動の全体像の把握	81	
	庶務・会計班		2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27
					1-5 災害救助法の適用申請	28
			第3節 自衛隊の災害派遣要請要求	3-3 派遣部隊の撤収要請	33	
6		第1節 公共施設の災害復旧	1-2 財源の確保	88		
7		第3節 義援金品の受付	3-1 義援金の受付・配分	93		
生活再建支援 班	7	第2節 被災者の生活再建支援	2-1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	91		
			2-2 被災者の生活再建支援	92		

部名	班名	章	節	項	ページ
	情報集約班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置	20
				1-4 災害対策本部の運営	22
		2	第1節 情報の収集・伝達 第2節 広報	1-3 被害情報の収集	25
	2-3 市民からの問い合わせに対する回答			30	
	職員班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-1 災害対策準備室の設置	19
				1-2 災害警戒本部の設置	20
				1-3 災害対策本部の設置	21
				1-4 災害対策本部の運営	22
		2	第4節 県、他市町村等への応援要請	4-1 応援要請の方針検討	34
				4-5 応援の受入れ	36
	広報班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置	20
				1-3 災害対策本部の設置	21
		2	第1節 情報の収集・伝達 第2節 広報	1-1 通信手段の確保	24
				2-1 市民への広報	29
				2-2 報道機関に対する情報発表	30
				3 第3節 避難情報の発令	3-4 帰宅困難者への対応
		4 第7節 社会秩序の維持	7-1 社会秩序の維持	70	
		管理班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置
	1-3 災害対策本部の設置				21
	2		第5節 緊急輸送	5-1 輸送手段の確保	37
				5-2 輸送拠点等の確保	38
				5-4 緊急輸送の実施	40
	4		第2節 食糧・生活必需品等の供給	2-1 食糧・生活必需品等の調達	59
				2-2 食糧・生活必需品等の供給	60
				2-3 炊き出しの実施	60
	6 第1節 公共施設の災害復旧		1-1 災害復旧事業の実施	84	
	7 第3節 義援金品の受付・配分		3-2 義援品の受付・配分	94	
	受援班	2	第3節 自衛隊の災害派遣要請要求	3-2 派遣部隊の受入れ	32
				3-3 派遣部隊の撤収要請	33
				第4節 県、他市町村等への応援要請	4-5 応援の受入れ
4 第2節 食糧・生活必需品等の供給		2-1 食糧・生活必需品等の調達	59		
7 第3節 義援金品の受付・配分		3-2 義援品の受付・配分	94		
市民生活 対策部	市民班	1 第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置	20	
		2 第2節 広報	2-4 安否情報照会への回答	30	
		3 第3節 避難情報の発令	3-2 避難行動要支援者の避難支援	47	
		4 第1節 避難所の運営	1-3 福祉避難所の開設	58	
	環境衛生班	2 第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		3 第5節 二次災害の防止	5-3 有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止	52	
		4 第5節 し尿、生活ごみの処理	5-1 し尿の処理	65	
			5-2 生活ごみの処理	66	
		第6節 行方不明者の捜索、死体の処理・埋葬	6-2 死体の処理	68	
	6-3 死体の埋葬		69		
	5 第3節 災害廃棄物の処理	3-1 災害廃棄物の処理	78		

部名	班名	章	節	項	ページ	
	避難所班	3	第3節 避難情報の発令	3-1 避難情報の発令	45	
		4	第1節 避難所等の運営	1-1 緊急避難場所の開設	56	
				1-2 要配慮者への支援	57	
				1-3 避難所の開設・運営	57	
				1-5 避難所の閉鎖	58	
	第2節 食糧・生活必需品等の供給	2-3 炊き出しの実施	60			
	5	第1節 住宅の確保	1-1 応急仮設住宅の供与	72		
保健福祉 対策部	保健医療班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		3	第3節 避難情報の発令	3-3 学校・要配慮者利用施設等における避難	47	
				第7節 医療救護活動	7-1 救護所及び避難所救護センターの設置・運営	54
					7-2 医薬品等の確保	55
		4	第4節 保健衛生活動	4-1 防疫活動	63	
				4-2 被災者の健康管理	64	
	生活救護班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置	20	
		3	第3節 避難情報の発令	3-3 学校・要配慮者利用施設等における避難	47	
		5	第2節 文教対策	2-1 応急保育の実施	75	
		6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
	産業対策 部	調達・輸送班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27
					第5節 緊急輸送	5-1 輸送手段の確保
				5-2 輸送拠点等の確保		38
4			第2節 食糧・生活必需品等の供給	2-1 食糧・生活必需品等の調達	59	
				2-2 食糧・生活必需品等の供給	60	
7		第3節 義援金品の受付	3-2 義援品の受付・配分	94		
商工観光班		3	第3節 避難情報の発令	3-4 帰宅困難者への対応	48	
		6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
		7	第1節 企業等の再建支援	1-2 中小企業の再建資金の相談・斡旋	90	
農水対策 部		農林班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27
	3		第1節 水防・土砂災害警戒活動	1-2 土砂災害警戒活動	43	
	5		第6節 農林水産業の応急対策	6-1 農林水産業者への指導、助言	82	
				6-2 家畜の保護	82	
				6-3 貯木の流出防止	83	
	6		第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
	7		第1節 企業等の再建支援	1-1 農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	89	
	水産班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		3	第2節 津波警戒活動	2-2 海岸線の巡回	44	
		5	第4節 公共土木施設の応急対策	4-1 公共土木施設の応急対策	79	
				第6節 農林水産業の応急対策	6-1 農林水産業者への指導、助言	82
					6-3 貯木の流出防止	83
		6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
		7	第1節 企業等の再建支援	1-1 農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	89	
住宅水道 対策部	土木班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		2	第5節 緊急輸送	5-3 交通の確保	39	
		3	第1節 水防・土砂災害警戒活動	1-2 土砂災害警戒活動	43	

部名	班名	章	節	項	ページ	
			第5節 二次災害の防止	5-1 水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	51	
		5	第4節 公共土木施設の応急対策	4-1 公共土木施設の応急対策	79	
		6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
	住宅調査班	3	第5節 二次災害の防止	5-2 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定	52	
		5	第1節 住宅の確保	1-1 応急仮設住宅の供与	72	
				1-2 住宅の応急修理	73	
				1-3 住宅等に流入した障害物の除去	73	
				1-4 住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導	74	
	6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84		
	水道班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		4	第3節 給水活動	3-1 給水活動	61	
				3-2 水道施設の応急復旧	62	
6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84			
教育対策部	教育・教育施設班	1	第1節 災害対策本部等の設置	1-2 災害警戒本部の設置	20	
		2	第1節 情報の収集・伝達	1-4 被害情報の報告	27	
		3	第3節 避難情報の発令	3-3 学校・要配慮者利用施設等における避難	47	
		5	第2節 文教対策	2-2 応急教育の実施	76	
		6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84	
	生涯学習班	5	第2節 文教対策	2-3 社会教育施設の応急対策	77	
				2-4 文化財の応急対策	77	
6	第1節 公共施設の災害復旧	1-1 災害復旧事業の実施	84			
消防対策部	総務班	-	-	-	-	
	予防班	3	第4節 消火活動	4-1 火災発生状況の把握	49	
	危険物班	3	第5節 二次災害の防止	5-4 危険物施設等の二次災害防止	52	
	警防班	3	第1節 水防・土砂災害警戒活動	1-1 水防活動	42	
				第4節 消火活動	4-1 火災発生状況の把握	49
	消防班	3	第2節 津波警戒活動	2-2 海岸線の巡回	44	
				第4節 消火活動	4-1 火災発生状況の把握	49
					4-2 消火活動	50
				第6節 救出救助	6-1 救出救助活動	53
		第7節 医療救護活動	7-3 後方搬送	55		
4	第6節 行方不明者の捜索、死体の処理・埋葬	6-1 行方不明者の捜索	67			
支所 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所	窓口班	2	第1節 情報の収集・伝達	1-3 被害情報の収集	25	
	地域振興班	-	-	-	-	

災害時の体制

本部体制・配備体制

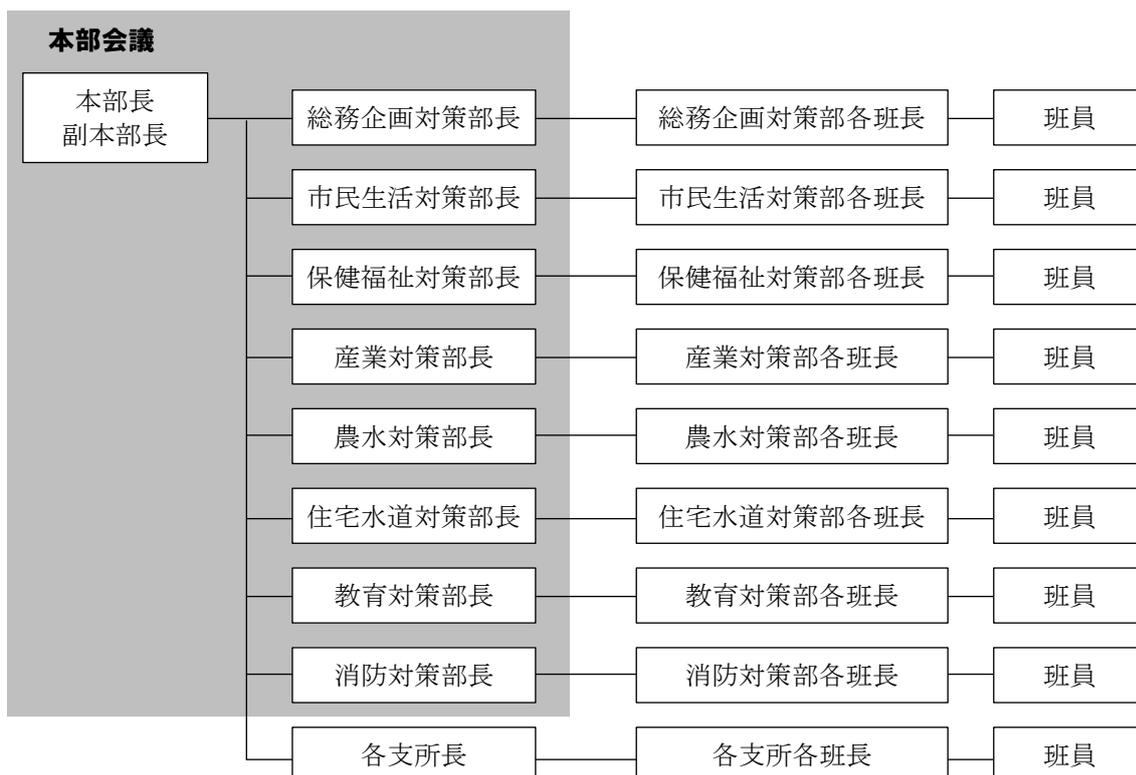
警戒レベル	地震	風水害		本部体制	配備体制
		気象情報の例	避難情報		
1	震度3	早期注意情報	—	—	—
2	震度3 +軽微な災害発生	注意報	—	—	—
3	震度4	警報	—	災害対策準備室	注意体制
			高齢者等避難	災害警戒本部	警戒体制
4	震度5	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	避難指示	災害対策本部	非常体制
5	震度6以上	大雨特別警報 災害発生・切迫	緊急安全確保		

体制図

【災害対策準備室】

1. 警報が発表されたら、直ちに本部を立ち上げ県に報告する。
2. 危機管理班職員は、速やかに総務企画対策部長、本部対策班長へ連絡する。
3. 総務企画対策部長は、災害の状況により配備体制を決定し、必要人員を招集する。

【災害警戒本部・災害対策本部】



組織図

※各班の実施事項に関するマニュアルのページ番号は、P.6～9に記載

部		班			
部名	部長	班名	班長	班員	
総務企画対策部	総務企画部長	本部対策班	総務課長	総務課	危機管理班
		連絡調整班	秘書係長	総務課	秘書係,法制係
		庶務・会計班	会計管理者 (会計課長)	税務課	管理係
				会計課	会計係
		生活再建支援班	税務課長	税務課	市民税班 資産税班 収納班
		情報集約班	議会事務局長	監査委員事務局	監査係
				議会事務局	庶務係,議事係
		職員班	総務課長補佐	総務課	人事班,行政推進班
		広報班	政策企画課長	政策企画課	広聴・広報戦略班
管理班	財政課長	財政課	財政班 契約管財班		
受援班	政策企画課長	政策企画課	政策企画班		
市民生活対策部	市民生活部長	市民班	市民課長	市民課	戸籍住基班
				社会福祉課	総務係
		環境衛生班	生活環境課長	生活環境課	環境班,施設班
		避難所班	社会福祉課長	市民課	住民生活係 各出張所
				社会福祉課	保護班 障がい福祉班
				長寿介護課	介護保険班
				国保健康政策課	国保・年金班
スポーツ振興課	市民スポーツ班 スポーツ交流班				
保健福祉対策部	保健福祉部長	保健医療班	国保健康政策課長	国保健康政策課	総務班 健康づくり班
		生活救護班	長寿介護課長	こども未来課	子育て支援班 こども健康班
長寿介護課	長寿支援班				
産業対策部	地域振興部長	調達・輸送班	地域協働課長	地域協働課	地域づくり協働班 移住定住促進班
				管理課	港湾管理事務所
		商工観光班	商工雇用政策課長	商工雇用政策課	雇用・起業促進班 商工交通班
				文化観光課	文化保存活用班
農水対策部	産業振興部長	農林班	農林課長	農林課	農務班 畜産・鳥獣対策班 耕地整備班 椿・森林班
				農委事務局	農地係
		水産班	水産課長	水産課	水産振興班 漁港係

部		班				
部名	部長	班名	班長	班員		
住宅水道対策部	建設管理部長	土木班	建設課長	建設課	土木班 維持係	
		住宅調査班	管理課長	建設課	建築住宅班 道路用地班 都市計画係	
				管理課	空き家・公園班 地籍調査班	
水道班	水道課長	水道課	業務班 技術班			
教育対策部	教育長	教育・教育施設班	総務課長 学教課長	総務課	総務班 施設係	
				学校教育課	学校教育班 小学校（校務員） 中学校（校務員）	
		生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課	生涯学習班 文化会館・図書館等	
消防対策部	消防長	総務班	消防本部次長	消防本部総務課	総務係	
		予防班	消防本部次長	消防本部消防課	予防係	
		危険物班	消防本部次長		危険物係	
		警防班	消防本部次長	警防係		
		消防班	消防署長	消防隊	消防隊	
支所	富江支所	支所長	窓口班	窓口班班長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班班長	地域振興班	-
	玉之浦支所	支所長	窓口班	窓口班班長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班班長	地域振興班	-
	三井楽支所	支所長	窓口班	窓口班班長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班班長	地域振興班	-
	岐宿支所	支所長	窓口班	窓口班班長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班班長	地域振興班	-
奈留支所	支所長	窓口班	窓口班班長	窓口班	-	
		地域振興班	地域振興班班長	地域振興班	-	

人員体制

部名	部長/班名	災害対策準備室 (注意体制)	災害警戒本部 (警戒体制)	災害対策本部 (非常体制)
		警戒レベル2 (注意報) ～警戒レベル3 (警報)	警戒レベル3 (警報)	警戒レベル4以上 (土砂災害警戒情報～)
本部長			(○)	○
副本部長			○	○
総務企画対策部	総務企画部長	○	○	【最小】 係長以上全員 ※本部対策班及び情報 集約班は全員 ※避難所班は別途避難 所開設者 【最大】 全職員 ※状況に応じて職員数 を増員
	本部対策班	班長+全班員 (4名)	班長+全班員 (4名)	
	連絡調整班			
	庶務・会計班			
	生活再建支援班			
	情報集約班		班長+3名 (4名)	
	職員班	班長	班長+3名 (4名)	
	広報班		班長+3名 (4名)	
	管理班		班長	
	受援班			
市民生活対策部	市民生活部長			
	市民班		班長	
	環境衛生班			
	避難所班	班長	班長+3名 +避難所開設者	
保健福祉対策部	保健福祉部長			
	保健医療班			
	生活救護班		班長+3名 (4名)	
産業対策部	地域振興部長			
	調達・輸送班		1名	
	商工観光班			
農水対策部	産業振興部長			
	農林班		1名	
	水産班			
住宅水道対策部	建設管理部長			
	土木班		1名	
	住宅調査班			
	水道班			
教育対策部	教育長			
	教育・教育施設班		1名 (教育・教育施設班長)	
	生涯学習班			
消防対策部	消防長			
	総務班			
	予防班		2名 (指令室)	
	危険物班			
	警防班			
	消防班			
各支所	支所長			
	窓口班		1名 (5)	
	地域振興班			
合計		7	40+避難所開設者	185～519

意思決定権者及び代理者

本部体制	配備体制	意思決定権者	代理権者 (第1位)	代理権者 (第2位)
災害対策準備室	注意体制	総務企画対策部長 (総務企画部長)	本部対策班長 (総務課長)	生活再建支援班長 (税務課長)
災害警戒本部	警戒体制	災害警戒本部長 (副市長)	総務企画対策部長 (総務企画部長)	本部対策班長 (総務課長)
災害対策本部	非常体制	災害対策本部長 (市長)	災害対策副本部長 (副市長)	総務企画対策部長 (総務企画部長)

各部・班の分掌事務

部	班	分掌事務
市長		1) 災害対策本部の指揮・命令に関する事。
副市長		1) 市長の代理及び補佐に関する事。 2) 災害対策本部の総合調整に関する事。
総務企画 対策部 【部長】 総務企画 部長	本部対策班 【班長】 総務課長	1) 災害対策本部の設置及び解散に関する事。 2) 本部会議に関する事。 3) 災害対応従事者の安全確保に関する事。 4) 情報分析及び対策立案の補助に関する事。 5) 避難情報の発令判断に関する事。 6) 避難情報の発令（市民への広報）に関する事。 7) 被災地域の復興計画策定準備に関する事。
	連絡調整班 【班長】 秘書係長	1) 県その他の関係機関との連絡調整（他班の所掌に属するものを除く。）に関する事。 2) 自衛隊への派遣要請に関する事。 3) 他の公共団体への応援要請に関する事。 4) ボランティアを統括する社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 5) 支所及び二次離島出張所との連絡調整に関する事。 6) 自治会長等及び自主防災組織との連絡調整に関する事。
	庶務・会計班 【班長】 会計管理者 （会計課長）	1) 災害救助法の適用申請に関する事。 2) 激甚災害の指定申請に関する事。 3) 広域一時滞在に関する事。 4) 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。 5) 災害復旧・復興対策に関する資金収支に関する事。 6) 義援金等の受領、保管及び配分に関する事。 7) 公用令書に関する事。
	生活再建支援班 【班長】 税務課長	1) 罹災証明書の発行に関する事。 2) 被災者台帳の作成に関する事。 3) 被災納税者の減免に関する事。 4) 被災者生活再建支援金の申請、受付に関する事。 5) 義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給及び貸付けに関する事。 6) 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事。 7) 前各号のほか、災害対策全般の調整に関する事。
	情報集約班 【班長】 議会事務局長	1) 各部・班からの情報集約に関する事。 2) 支所及び二次離島出張所からの情報集約に関する事。 3) 住民からの災害情報等に関する電話対応に関する事。 4) 災害状況及び応急対策のとりまとめ並びに報告に関する事。
	職員班 【班長】 総務課長補佐	1) 職員の動員及び人員調整に関する事。
	広報班 【班長】 政策企画課長	1) 市民及び報道機関への災害情報の発信に関する事。（被害状況や必要な支援に関する情報を発信） 2) 災害視察に関する事。 3) 防災行政無線等通信の運用及び保守に関する事。 4) 地域イントラネット基盤システムの被害の調査及び対策に関する事。 5) 五島市総合行政電算システムの被害の調査及び対策に関する事。 6) グループウェアの被害の調査及び対策に関する事。 7) 災害関係の写真撮影及び収集並びに災害記録に関する事。

部	班	分掌事務
	管理班 【班長】 財政課長	1) 災害対策本部会議の設営・撤収に関する事。 2) 庁舎の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 3) 公用車の確保及び配置に関する事。 4) 市有財産等の被害調査及び災害対策に関する事。
	受援班 【班長】 政策企画課長	1) 支援物資の受入れ、管理及び配分に関する事。 2) 応援人員の受入れに関する事。
市民生活 対策部 【部長】 市民生活 部長	市民班 【班長】 市民課長	1) 本部対策班からの被災者に関する住民情報の照会に関する事。 2) 要配慮者に関する人的被害調査に関する事。 3) 避難行動要支援者の名簿管理（消防班等への提供）に関する事。 4) 福祉避難所の開設に関する事。 5) 安否情報の収集に関する事。 6) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。 7) 埋火葬許可証の発行に関する事。
	環境衛生班 【班長】 生活環境課長	1) 仮設トイレの設置に関する事。 2) し尿・ごみ・災害廃棄物の処理に関する事。 3) へい死した動物対策に関する事。 4) 食品衛生に関する事。 5) 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 6) し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場の応急対策に関する事。
	避難所班 【班長】 社会福祉課長	1) 避難所の開設に関する事。 2) 避難所ボランティアの受入れに関する事。 3) 応急仮設住宅の入所手続に関する事。 4) 避難者の体調管理及び健康に関する事。 5) 避難所外避難者の支援に関する事。
保健福祉 対策部 【部長】 保健福祉 部長	保健医療班 【班長】 国保健康政策 課長	1) 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。 2) 災害派遣医療チーム等の受入れに関する事。 3) 救護所の設置・応急治療に関する事。 4) 助産及び乳幼児の救護に関する事。 5) 被災者の心身の健康管理に関する事。 6) 感染症の予防に関する事。 7) 医薬品等の調達及び配分輸送に関する事。
	生活救護班 【班長】 長寿介護課長	1) 全ての保育園、社会福祉関係施設への避難連絡に関する事。 2) 要配慮者の安全確保及び支援に関する事。 3) 応急保育に関する事。 4) 保育園、社会福祉関係施設（市が所管するものに限る。）の見回り及び応急対策に関する事。 5) 全ての保育園、社会福祉関係施設の被害状況把握に関する事。
産業対策 部 【部長】 地域振興 部長	調達・輸送班 【班長】 地域協働課長	1) 食糧及び生活必要物資の調達及び輸送に関する事。 2) 緊急車両の確保に関する事。
	商工観光班 【班長】 商工雇用政策 課長	1) 商工観光施設（市が所管するものに限る。）の見回り、被害調査及び応急対策に関する事。 2) 商工観光施設（市が所管するものを除く。）の被害調査に関する事。 3) 被災した中小企業者に対する融資に関する事。 4) 生活資金の貸付に関する事。 5) 被災者への職業のあっせんに関する事。

部	班	分掌事務
農水対策部 【部長】 産業振興部長	農林班 【班長】 農林課長	1) 農林畜産物の見回り及び被害調査に関すること。 2) 農地、林地及び農林畜産業用施設（市が所管するものに限る。）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3) 農林畜産事業者に対する支援に関すること。 4) 農業協同組合との連絡調整に関すること。 5) 家畜伝染病対策に関すること。 6) 罹災家畜収容に関すること。
	水産班 【班長】 水産課長	1) 水産施設（市が所管するものに限る。）の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2) 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 3) 漁港の潮位の通報及び監視並びに警戒に関すること。 4) 漁港施設の見回り、被害調査及びその応急対策に関すること。 5) 罹災漁業者の操業再開に関すること。
住宅水道対策部 【部長】 建設管理部長	土木班 【班長】 建設課長	1) 河川及び公共土木施設の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2) 仮設道路の建設、障害物の除去に関すること。 3) 土砂災害防止対策に関すること。 4) 建設業者及び応急対策要員（作業員）の確保に関すること。 5) 災害時における通行止め及び迂回路の設定に関すること。 6) 避難路、輸送路の確保に関すること。
	住宅調査班 【班長】 管理課長	1) 民間住宅（市街地にあるものに限る。）、市営住宅及び都市公園の見回り、被害調査及び応急対策に関すること。 2) 民間住宅（市街地にあるものを除く。）の応急対策に関すること。 3) 被災建築物の危険度応急判定に関すること。 4) 応急仮設住宅の建設に関すること。
	水道班 【班長】 水道課長	1) 上水道施設の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2) 非常用飲料水の給水に関すること。 3) 水質管理に関すること。 4) 水道水源の確保に関すること。
教育対策部 【部長】 教育長	教育・教育施設班 【班長】 教育総務課長・学校教育課長	1) 児童及び生徒の避難及び救護に関すること。 2) 学校教育施設の見回り、被害調査及び応急対策に関すること。 3) 学校の応急給食対策及び炊き出しに関すること。 4) 応急教育に関すること。 5) 学用品及び教科書の調達・配分に関すること。
	生涯学習班 【班長】 教育総務課長	1) 社会教育施設、文化財等の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
消防対策部 【部長】 消防長	総務班 【班長】 消防本部次長	1) 物資の調達出納に関すること。 2) 車両の燃料調達に関すること。
	予防班 【班長】 消防本部次長	1) 火災予防に関すること。 2) 火災の調査に関すること。
	危険物班 【班長】 消防本部次長	1) 危険物の調査に関すること。

部	班	分掌事務
	警防班 【班長】 消防本部次長	1) 消防の警戒配置に関する事。 2) 通信統制に関する事。 3) 消防団員の配置、非常召集、出動命令に関する事。 4) 医療機関との連絡調整に関する事。 5) 長崎県防災航空隊等の派遣要請に関する事。 6) 気象情報等の受理及び通報に関する事。
	消防班 【班長】 消防署長	1) 署員の非常召集に関する事。 2) 災害の警戒及び災害現場活動に関する事。 3) 緊急避難及び避難誘導に関する事。 4) 災害救急救助に関する事。 5) 行方不明者の捜索に関する事。
二次離島出張所	-	1) 担当する避難所に関し、避難所班の業務全般に関する事。 2) 本庁（情報集約班及び連絡調整班）との連絡に関する事。
支所 【部長】 支所長	窓口班 【班長】 窓口班班長	1) 本庁（情報集約班及び連絡調整班）との連絡に関する事。
	地域振興班 【班長】 地域振興班班長	1) 本庁との協力の上、災害対応全般に関する事。
全班員 共通		1) 職員班からの応援要請に応じた、他班の支援に関する事。

第1章 応急活動体制の確立

第1節 災害対策本部等の設置

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	災害対策準備室の設置	○ 総務企画対策部（本部対策班、職員班） ○ 注意体制の配備職員							
1-2	災害警戒本部の設置	○ 総務企画対策部（本部対策班、職員班） ○ 警戒体制の配備職員							
1-3	災害対策本部の設置	○ 総務企画対策部（連絡調整班、職員班、広報班、管理班） ○ 非常体制の配備職員							
1-4	災害対策本部の運営	○ 総務企画対策部（本部対策班、連絡調整班、情報集約班、職員班） ○ 各部（各班）							

1-1 災害対策準備室の設置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	注意体制の配備職員	—	災害対策準備室の設置基準に該当する場合、自主参集を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	職員班長	職員の参集状況を確認し、総務企画対策部長に報告する。	様式集 1-2.参集状況一覧表
3	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		本部対策班長	気象情報を収集し、災害警戒本部または災害対策本部の設置の必要性について検討する。	

1-2 災害警戒本部の設置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	警戒体制の 配備職員	—	災害警戒本部の設置基準に該当する 場合、自主参集を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			参集後、@InfoCanal に参集完了の 入力を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務企画対 策部長	職員班長	警戒体制の配備職員に対し、 @InfoCanal での参集指示を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			職員の参集状況を確認し、情報集約 班に報告する。	様式集 1-2. 参集状況 一覧表
5	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
6	<input type="checkbox"/>		本部対策 班長	気象情報を収集し、災害対策本部の 設置の必要性について検討する。	

1-3 災害対策本部の設置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
災害対策本部の設置準備（突発的に大規模な災害が発生した場合など）					
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	来庁者及び職員の安全を確保する。 （勤務時間内の場合）	参考 1 来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト
2	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	庁舎の被害状況を確認し、記録する。	様式集 1-1.施設の安全確認チェックリスト
3	<input type="checkbox"/>			危険箇所について立入禁止の措置を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			本部設置場所の使用可否を確認する。使用不可能な場合は、代替本部設置場所を検討する。	
職員の動員					
1	<input type="checkbox"/>	非常体制の配備職員	—	参集指示を受けた職員は、それぞれの参集場所へ参集する。 ※最小限の配備職員は自主参集する。	
2	<input type="checkbox"/>			参集後、@InfoCanal に参集完了の入力を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	職員班長	配備職員を決定し、@InfoCanal での参集指示を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			職員の参集状況を確認し、情報集約班に報告する。	様式集 1-2. 参集状況一覧表
5	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
災害対策本部の設置					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			災害対策本部の看板を設置する。	
3	<input type="checkbox"/>			停電等により電力の供給がない場合は、発電機などを利用し電力を確保する。（燃料も確保する）	
4	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	災害対策本部の設置を県及び関係機関に報告する。	
5	<input type="checkbox"/>		広報班長	災害対策本部の設置を市民に広報する。	

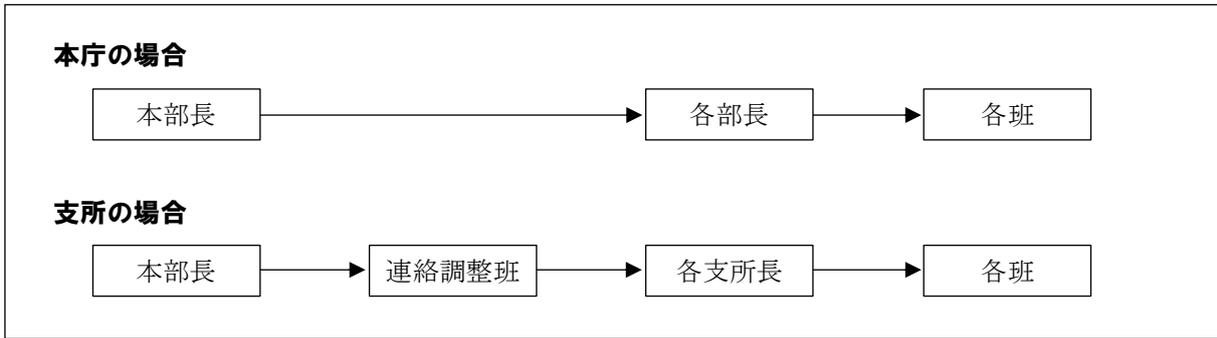
参考 1 来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	来庁者と職員の待避を誘導する。
<input type="checkbox"/>	庁舎内被災者の有無を確認し、被災者が取り残されている場合は救助する。
<input type="checkbox"/>	直ちにエレベーターを使用中止にし、状況を確認する。
<input type="checkbox"/>	(地震の場合) 職員は一時屋外の待避場所(駐車場等)に避難する。
<input type="checkbox"/>	課ごとに集まる。
<input type="checkbox"/>	職員の安全と人員数を確認する。
<input type="checkbox"/>	火災発生を予防し、発生した場合は初期消火を実施し、消防へ通報する。

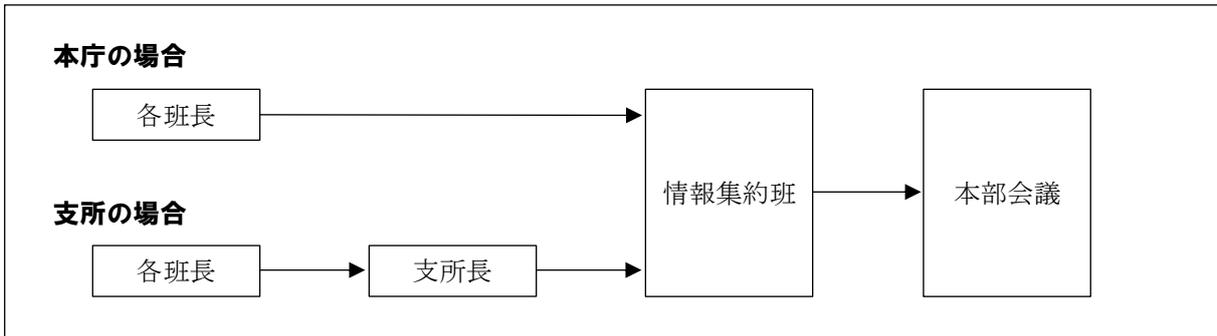
1-4 災害対策本部の運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
本部会議の開催					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する。	
災害対応指示					
1	<input type="checkbox"/>	各部長 (支所を除く)	—	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内の各班に対応を指示する。	参考 2 災害対応指示の伝達系統 様式集 1-3.災害対応指示書
2	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	本部長の指示や本部会議の決定事項を各支所に連絡する。	
3	<input type="checkbox"/>	各支所長	—	連絡調整班から伝達される本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内の各班に対応を指示する。	
活動状況報告					
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	各班の活動状況を情報集約班に報告する。 ※支所の場合は支所長を通じて報告	参考 3 活動状況報告の伝達系統
2	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	情報集約班長	各班の活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する。	
人員調整					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	職員班長	職員の参集状況及び安否状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>			参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う。	
関係機関への連絡					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	県、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する。	

参考 2 災害対応指示の伝達系統



参考 3 活動状況報告の伝達系統



第2章 災害対応のコーディネート

第1節 情報の収集・伝達

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	通信手段の確保	○ 総務企画対策部（本部対策班、広報班）							
1-2	気象情報の収集・伝達	○ 総務企画対策部（本部対策班）							
1-3	被害情報の収集	○ 総務企画対策部（本部対策班、情報集約班、連絡調整班） ○ 各支所（窓口班） ○ 各部（各班）							
1-4	被害情報の報告	○ 総務企画対策部（本部対策班、庶務・会計班） ○ 市民生活対策部（環境衛生班） ○ 保健福祉対策部（保健医療班） ○ 産業対策部（調達・輸送班） ○ 農水対策部（農林班、水産班） ○ 住宅水道対策部（土木班、水道班） ○ 教育対策部（教育・教育施設班）							
1-5	災害救助法の適用申請	○ 総務企画対策部（庶務・会計班）							

1-1 通信手段の確保

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	市防災行政無線、県防災行政無線、災害対策用通信機器の被害状況を確認し、通信回線の疎通を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		広報班長	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する。	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する。	

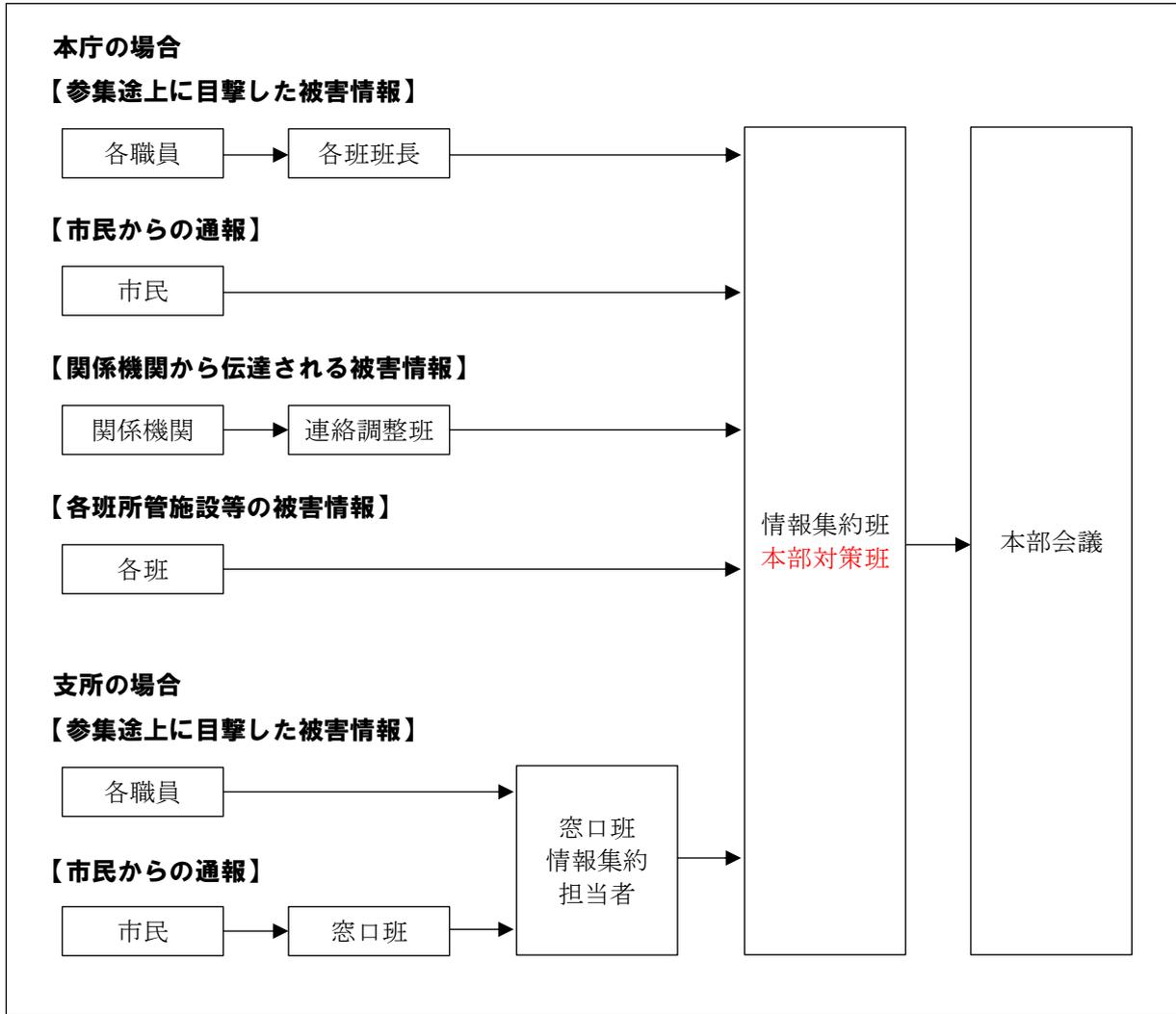
1-2 気象情報の収集・伝達

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	テレビ、インターネットにより、気象情報を収集する。	
2	<input type="checkbox"/>			県から伝達される気象情報を受領する。	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、収集・受領した気象情報を市民に広報する。（広報班に依頼）	

1-3 被害情報の収集

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
本庁における被害情報の収集					
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	【参集途上に目撃した被害情報】 各職員は、参集途上に目撃した被害情報等を 災害情報システム に入力する。	様式集 2-1.被害情報報告書
2	<input type="checkbox"/>			【各班所管施設等の被害情報】 分掌事務に従って各班の所管する被害状況を調査し、情報集約班に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	情報集約班長	【市民からの通報】 市民から寄せられる被害情報等を受付ける。 ※必要に応じて、担当部局に現地確認を依頼する。	様式集 2-1.被害情報報告書
4	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	【関係機関から伝達される被害情報】 関係機関から伝達される被害情報を情報集約班に伝達する。	
支所における被害情報の収集					
1	<input type="checkbox"/>	各支所長	窓口班長	情報集約担当者を指名する。	
2	<input type="checkbox"/>			【市民からの通報】 市民から寄せられる被害情報等は、 災害情報システム に入力する。	様式集 2-1.被害情報報告書
3	<input type="checkbox"/>		各班長	【参集途上に目撃した被害情報】 各職員は、参集途上に目撃した被害情報等を 災害情報システム に入力する。	様式集 2-1.被害情報報告書
被害情報の集約、本部への報告					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	情報集約班長	各班から報告される被害情報を整理する。 ※被害の位置、状況を大判の地図に書き込む。	様式集 2-2.被害情報集約マップ
2	<input type="checkbox"/>		本部対策班長	被害情報を取りまとめる。	

参考 4 被害情報を集約する流れ



1-4 被害情報の報告

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	【災害概況即報】 災害発生後、被害の概要を把握した段階で可能な限り早く、県へ第1報を行う。	様式集 2-3.災害概況即報
2	<input type="checkbox"/>		本部対策班長	【被害状況報告】 被害状況や避難に関する状況等を整理し、県（振興局）に報告する。 ※1日1回以上	様式集 2-4.被害状況即報 資料集 3-1.被害の認定基準
3	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長 市民生活対策部長 保健福祉対策部長 産業対策部長 農水対策部長 住宅水道対策部長 教育対策部長	本部対策班長 環境衛生班長 保健医療班長 調達・輸送班長 農林班長 水産班長 土木班長 水道班長 教育・教育施設班長	【事業別被害報告】 各事業の所管部局から、県所管部局への事業別被害報告を行う。	参考 5 事業別被害報告の種類と報告先

参考 5 事業別被害報告の種類と報告先

報告の種類	報告担当部局		県への報告先
	平常時	災害対策本部設置時	
土木及び住宅関係各種被害報告	建設課	土木班 (住宅水道対策部)	振興局 県土木部
生活排水関係各種被害報告	生活環境課	環境衛生班 (市民生活対策部)	環境部
上水関係各種被害報告	水道課	水道班 (住宅水道対策部)	保健所
農林業関係各種被害報告	農業振興課	農林班 (農水対策部)	振興局 (管轄外は直接本庁)
水産業関係各種被害報告	水産課	水産班 (農水対策部)	振興局 (管轄外は直接本庁)
商工業関係各種被害報告	商工雇用政策課	調達・輸送班 (産業対策部)	振興局 (管轄外は直接本庁)
医療、衛生施設、防疫等各種被害報告	国保健康政策課	保健医療班 (保健福祉対策部)	保健所
一般り災、救助関係各種被害報告	総務課	本部対策班 (総務企画対策部)	福祉保健部
公立文教関係各種被害報告	教育委員会	教育・教育施設班 (教育対策部)	教育庁

1-5 災害救助法の適用申請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
災害救助法の適用申請					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	被害状況が災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、県に災害救助法の適用を申請する。	参考 6 災害救助法の概要 参考 7 災害救助法の適用基準
救助実施状況の把握					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	各班の救助実施状況を把握し、救助の期間の延長が必要なときは、県にその旨を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			救助にかかった費用をとりまとめ、県に報告する。	資料集 4-1.災害救助法による救助の程度、方法及び期間

参考 6 災害救助法の概要

<p>概要</p> <p>救助法による救助は、個人の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。</p> <p>実施機関</p> <p>救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。</p> <p>さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>救助の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所及び応急仮設住宅の供与 ● 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ● 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ● 医療及び助産 ● 被災者の救出 ● 被災した住宅の応急修理 ● 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ● 学用品の給与 ● 埋葬 ● 死体の捜索及び処理 ● 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
--

参考 7 災害救助法の適用基準

区分	適用基準
適用基準 1	五島市内で 60 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 2	県内において住家が滅失した世帯の数が 1,500 世帯以上であって、五島市内で 30 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 3	県内において住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、五島市内で多数の世帯の住家が滅失したこと。
適用基準 4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

※滅失世帯数の基準は H27 国勢調査の人口により算定

第2節 広報

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	市民への広報	○ 総務企画対策部（広報班） ○ 各部（各班）							
2-2	報道機関に対する情報発表	○ 総務企画対策部（広報班）							
2-3	市民からの問い合わせに対する回答	○ 総務企画対策部（情報集約班）							
2-4	安否情報照会への回答	○ 市民生活対策部（市民班）							

2-1 市民への広報

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	市民への周知が必要な事項がある場合、広報班に広報を依頼する。	参考 8 広報事項の例
2	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	広報班長	各種手段を用いて市民への広報を行う。	参考 9 広報実施方法

参考 8 広報事項の例

- 災害対策本部の設置
- 災害の概況
- 津波に関する状況
- 防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- 避難情報
- 指定緊急避難場所、指定避難所等の開設状況
- 電気、ガス、水道等供給の状況
- 防疫に関する事項
- 火災状況
- 医療、給水実施状況
- 道路、河川等の公共施設被害
- 道路、交通等に関する事項
- 一般的な住民生活に関する情報
- 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

参考 9 広報実施方法

- Lアラートへの入力による伝達
- 同報無線、有線放送等の施設による広報
- 広報車による広報
- 報道機関を通しての広報
- 広報紙の掲示、配付
- 避難所への職員の派遣
- 総合案内所、相談所の開設
- 自主防災組織を通しての連絡

2-2 報道機関に対する情報発表

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	広報班長	記者会見室を設営する。	
2	<input type="checkbox"/>			報道機関と協議し、放送発表時間などの広報ルールを定める。	
3	<input type="checkbox"/>			広報ルールに従うほか、災害の状況等に応じて適宜記者会見を行う。	

2-3 市民からの問い合わせに対する回答

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	情報集約班長	市民からの各種問い合わせを受付ける総合窓口を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			市民からの問い合わせに対応し、内容が災害対策本部の分掌事務に属さない場合は、担当課に取り次ぐ。	

2-4 安否情報照会への回答

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	市民班長	安否情報の照会者には、次の事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類の提示を求め、内容を確認する。 ● 照会者の氏名、住所その他の照会者を特定するために必要な事項 ● 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ● 照会をする理由	
2	<input type="checkbox"/>			照会者と被災者の関係に応じて、適切な範囲の情報を提供する。	参考 10 安否情報の提供範囲

参考 10 安否情報の提供範囲

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	● 居所 ● 負傷または疾病の状況 ● 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者	● 負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	● 保有している安否情報の有無

※当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。

※被災者が提供を行うことに同意をしている場合であって、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分に関わらず提供を行う。

第3節 自衛隊の災害派遣要請要求

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	自衛隊の災害派遣要請要求	○ 総務企画対策部（本部対策班、連絡調整班）						
3-2	派遣部隊の受入れ	○ 総務企画対策部（受援班）						
3-3	派遣部隊の撤収要請	○ 総務企画対策部（連絡調整班、受援班、庶務・会計班）						

3-1 自衛隊の災害派遣要請要求

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	自衛隊の災害派遣の必要性を検討する。	参考 11 自衛隊の活動内容
2	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	災害派遣要請書に以下の事項を明示し、知事あてに提出する。 ● 災害の状況及び派遣を必要とする理由 ● 派遣を希望する期間 ● 派遣区域、活動内容、その他必要事項	※緊急の場合は、電話または口頭で行い、事後文書を提出する。
3	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	通信の途絶等により知事に要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知する。	参考 12 自衛隊派遣要請の際の連絡先
4	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	STEP3 の通知を行った場合、速やかに知事へ通知する。	

参考 11 自衛隊の活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ● 人命の救助 ● 消防、水防 ● 人員、救援物資の輸送 ● 道路の応急啓開 ● 応急の医療防疫 ● 給水入浴支援及び通信支援 ● 被災地の偵察（航空を含む）、被害の調査及び応急措置（復旧） ● 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助 ● 船舶火災及び油の排出に対する救援 ● 航空機による急患輸送

参考 12 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区分	所在地（電話）	担当	備考
陸上自衛隊第 16 普通科連隊	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	第 2 係 第 3 係	情報連絡 派遣要請
航空自衛隊第 15 警戒隊	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)	運用訓練係	

※その他の自衛隊所在地と連絡先

区分	所在地（電話）
海上自衛隊佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 18(0956-23-7111)
海上自衛隊第 22 航空群司令部	大村市今津 10(0957-52-3131)
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25(095-826-8846)
自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員事務所	五島市栄町 9-5 (72-2665)

3-2 派遣部隊の受入れ

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	受援班長	派遣部隊との連絡調整員を指名するとともに、派遣部隊側の連絡担当者を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>			ヘリポートの準備を管理班に依頼する。	
3	<input type="checkbox"/>			派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設または野営施設を準備する。	
4	<input type="checkbox"/>			派遣部隊と協議して作業計画を作成する。	
5	<input type="checkbox"/>			必要な資機材を準備する。	資料集 9-9.自衛隊の派遣において市が準備すべき資機材
6	<input type="checkbox"/>			現場担当者を指名し、派遣部隊が活動する現地に立ち合わせる。	
7	<input type="checkbox"/>			派遣部隊の活動状況を把握する。	

3-3 派遣部隊の撤収要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	受援班長	派遣部隊指揮官と協議し、派遣部隊の撤収時期等について検討する。	
2	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	以下の事項を明示し、知事に派遣部隊の撤収を要請する。 ● 撤収日時 ● 撤収要請の事由 ● その他	
3	<input type="checkbox"/>		庶務・会計班長	市が負担する経費を精算する。	参考 13 市の経費負担

参考 13 市の経費負担

- 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- 無作為による損害補償

第4節 県、他市町村等への応援要請

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	応援要請の方針検討	○総務企画対策部（職員班）						
4-2	県または他市町村への応援要請	○総務企画対策部（連絡調整班）						
4-3	技術者、技能者及び労務者等の確保	○総務企画対策部（連絡調整班）						
4-4	民間団体の活用	○総務企画対策部（連絡調整班）						
4-5	応援の受入れ	○総務企画対策部（職員班、受援班）						

4-1 応援要請の方針検討

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	職員班長	各部における人員等の充足状況、応援の必要性等を把握する。	資料集 10-1.協定締結状況一覧
2	<input type="checkbox"/>			応援が必要な場合、応援要請先、応援内容、応援期間等、応援要請の方針を決定する。	

4-2 県または他市町村への応援要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	県への応援要請は、以下の事項を示して行う。 ● 応援を必要とする理由 ● 応援を必要とする人員、資機材等 ● 応援を必要とする場所 ● 応援を必要とする経路 ● その他応援に関し必要な事項	資料集 10-2.長崎県五島区域防災相互応援協定
2	<input type="checkbox"/>			他市町村への応援要請は、県への応援要請に準じて行う。 ※協定を締結している場合には、当該協定に従う。	

4-3 技術者、技能者及び労務者等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	技術者、技能者が不足する場合、以下の方法により確保する。 ● 他の防災機関への応援要請 ● 民間の技術者または技能者への協力要請 ● 市のみでは確保できないときは、公共職業安定所への斡旋要請	
2	<input type="checkbox"/>			労務者が不足する場合、公共職業安定所または県に労務者の確保を要請する。	

4-4 民間団体の活用

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	必要に応じて、自主防災組織等の民間団体に協力を依頼する。	参考 14 民間団体の協力活動内容

参考 14 民間団体の協力活動内容

- 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- 被災者に対する炊出し、給水の奉仕
- 被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- 関係機関の行う被害調査、警報伝達の連絡

4-5 応援の受入れ

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対 策部長	職員班長	各部における人的資源のニーズ及び応援職員の受入れ状況を把握し、応援職員の配置を検討する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、調整会議を開催し、応援職員の配置に関する庁内調整を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		受援班長	応援職員用の以下のスペースの確保や、執務環境の整備を可能な範囲で行う。 ● 執務スペース ● 活動拠点における作業スペース ● 待機・休憩スペース ● 駐車スペース	
4	<input type="checkbox"/>			活動に必要な資機材を準備する。	
5	<input type="checkbox"/>			応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じて、宿泊場所の紹介または斡旋を行う。	

第5節 緊急輸送

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	輸送手段の確保	○ 総務企画対策部（管理班） ○ 産業対策部（調達・輸送班）						
5-2	輸送拠点等の確保	○ 総務企画対策部（管理班） ○ 産業対策部（調達・輸送班）						
5-3	交通の確保	○ 住宅水道対策部（土木班）						
5-4	緊急輸送の実施	○ 総務企画対策部（管理班） ○ 各部（各班）						

5-1 輸送手段の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
食糧・生活必需品等の輸送手段の確保					
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	輸送手段が不足する場合、以下の方法により関係機関が保有する輸送手段（車両等及び必要に応じて運転手）を借り上げる。 ● 民間輸送業者の車両等 ● 自衛隊の車両等	参考 15 費用の基準及び支払い 様式集 4-1.輸送明細書 資料集 8-2.市内事業者等が保有する車両・船艇
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県、自衛隊等へ車両の応援を要請する。（連絡調整班に依頼）	
その他の輸送に係る輸送手段の確保					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	保有する車両、船艇等の被災状況を確認する。	資料集 8-1.市保有車両
2	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	輸送手段が不足する場合、以下の方法により関係機関が保有する輸送手段（車両等及び必要に応じて運転手）を借り上げる。 ● 官公署及び公共団体の車両等 ● その他自家用車両等	参考 15 費用の基準及び支払い 様式集 4-1.輸送明細書 資料集 8-2.市内事業者等が保有する車両・船艇
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県、自衛隊等へ車両の応援を要請する。（連絡調整班に依頼）	
燃料の確保					
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	市内のガソリンスタンドの営業状況を把握する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
2	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	市内のみでは燃料が確保できない場合、県に供給を要請する。(連絡調整班に依頼)	

参考 15 費用の基準及び支払い

- 輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）による。
- 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で所有者と協議して定める。
- 官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。
- 運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（資料編参照）を請求書に添付して提出する。

5-2 輸送拠点等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
物資輸送拠点の開設					
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	物資輸送拠点候補施設の被災状況や避難所としての利用状況等を考慮の上、開設する物資輸送拠点を決定する。	参考 16 物資輸送拠点の候補施設
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県立高校体育館等を借用する。	
3	<input type="checkbox"/>			物資輸送拠点の運営・管理を行う。	
ヘリポートの開設					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	ヘリポート開設場所を選定する。	資料集 8-3.ヘリコプター離着陸地
2	<input type="checkbox"/>			ヘリポートの設営を行う。	参考 17 ヘリポートの設営
3	<input type="checkbox"/>			着陸の際は、着陸帯から 20~30m 離れた風上側に誘導員を配置する。	

参考 16 物資輸送拠点の候補施設

- 市民体育館
- 富江体育館
- 玉之浦体育館
- 岐宿 B&G 海洋センター体育館
- 三井楽多目的研修施設
- 奈留体育館

参考 17 ヘリポートの設営

- 上空から確認しやすいよう、離着陸帯（直径約 10m）を石灰等で表示する。
- 離着陸帯の中心から半径 30m の範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去または固定する。
- ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- 各出入り口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から 40～50m 離し設置する。

5-3 交通の確保

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	土木班長	市が管理する道路の被災状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>			市が管理する道路について、危険な状況を把握したときは、う回路を設定した上で、交通規制を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			交通規制の実施について警察その他の関係機関に伝達する。	※伝達事項 ・ 規制の対象、区間 ・ 期間 ・ 理由
4	<input type="checkbox"/>			警察及び他の道路管理者と協力し、市内の道路の通行可否を把握する。	
5	<input type="checkbox"/>			市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命令する。 ※運転者等がない場合等は、自ら車両の移動等を行う。	

5-4 緊急輸送の実施

※調達・輸送班が行う食糧・生活必需品等の輸送については第4章/第2節/2-2 食糧・生活必需品等の供給 (P.60) 参照

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
緊急輸送の実施					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	車両等の使用状況を管理する。	
2	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	所管する業務に係る輸送を実施する。	参考 18 緊急輸送の優先順位
3	<input type="checkbox"/>			輸送手段が必要な場合は、管理班に配車を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>			関係機関または事業者等に輸送を求める場合は、以下の事項を示して管理班に依頼する。 ● 輸送区間 ● 輸送期間 ● 輸送対象 ● 輸送台（隻）数	参考 15 費用の基準及び支払い 様式集 4-1.輸送明細書
5	<input type="checkbox"/>			ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、県または陸上自衛隊第16普通科連隊に要請する。（連絡調整班に依頼）	参考 19 ヘリコプターによる緊急輸送要請時の伝達事項
6	<input type="checkbox"/>			輸送を実施した場合、輸送記録簿に必要事項を記入し、輸送費関係支払い証拠書類とともに庶務・会計班に提出する。	
緊急輸送車両の確認申請 ※県公安委員会が緊急通行車両の通行確保のための交通規制を行ったとき					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	緊急輸送に使用する車両について、県または公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。 ※県：企画振興部新幹線・総合交通対策課 公安委員会：県警察本部交通部交通規制課または五島警察署交通課	参考 20 緊急通行車両の確認申請における提出書類 様式集 4-2.緊急通行車両確認申請書
2	<input type="checkbox"/>			交付を受けた確認標章を、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付ける。	
3	<input type="checkbox"/>			緊急通行を終了したときは、直ちに確認標章及び確認証明書を返納する。	

参考 18 緊急輸送の優先順位

第1段階	第2段階	第3段階
<ul style="list-style-type: none"> ● 人命救助 ● 被害の拡大防止 ● ライフライン復旧 ● 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1段階の続行 ● 食料、水等の輸送 ● 被災者の救出搬送 ● 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1、2段階の続行 ● 災害復旧 ● 生活必需物資輸送

参考 19 ヘリコプターによる緊急輸送要請時の伝達事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数等） ● 活動に必要な資機（器）材等 ● ヘリポート及び給油体制 ● 要請者、現場責任者及び連絡方法 ● 資機（器）材等の準備状況 ● 気象状況 ● ヘリコプターの誘導方法 ● 他のヘリコプターの活動状況 ● その他必要な事項

参考 20 緊急通行車両の確認申請における提出書類

<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通行車両確認申請書（資料編参照） ● 車検証（提示） ● 運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

第3章 命を守る

第1節 水防・土砂災害警戒活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	水防活動	○ 消防対策部（警防班）							
1-2	土砂災害警戒活動	○ 農水対策部（農林班） ○ 住宅水道対策部（土木班）							

1-1 水防活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	警防班長	洪水等の危険が予想される場合、消防団を召集して危険箇所の監視にあたらせる。	資料集 2-1.市指定危険箇所 資料集 6-1.河川管理者による水防管理団体の行う水防のための活動への協力に関する確認書 資料集 6-3.県管理河川 資料集 6-4 五島市内の海岸保全区域
2	<input type="checkbox"/>			器具、資材を整備し、出動準備を整えるよう消防団に指示する。	資料集 6-2.水防器材の明細
3	<input type="checkbox"/>			消防団から危険箇所の状況について報告を受け、異常を発見したときは、直ちに消防隊を出動させ、水防活動を開始する。	
4	<input type="checkbox"/>			堤防その他が決壊したときは、直ちに以下の関係機関等へ通報するとともに、周辺住民に伝達する。 ● 五島警察署 ● 災害警戒（対策）本部 ● 氾濫する方向の町内会等	
5	<input type="checkbox"/>			水防活動を終了した場合、災害警戒（対策）本部に報告する。	

1-2 土砂災害警戒活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
農林課が所管する危険箇所					
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部長	農林班長	土砂災害発生のおそれのある危険箇所の 安全対策を講じる 。	資料集 2-1.市指定危険箇所 資料集 2-2.県指定危険箇所
2	<input type="checkbox"/>			土砂災害の前兆現象等が確認された場合は、直ちに 災害対策本部 へ報告する。	
建設課が所管する危険箇所					
3	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	土木班長	土砂災害発生のおそれのある危険箇所の 安全対策を講じる 。	資料集 2-1.市指定危険箇所 資料集 2-2.県指定危険箇所
4	<input type="checkbox"/>			土砂災害の前兆現象等が確認された場合は、直ちに 災害対策本部 へ報告する。	

第2節 津波警戒活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	津波警報等の伝達	○ 総務企画対策部（本部対策班）							
2-2	海岸線の巡回	○ 消防対策部（消防班） ○ 農水対策部（水産班）							

2-1 津波警報等の伝達

※津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	防災行政無線により市民に周知する。	資料集 1-5.津波警報等発表時の広報文例
2	<input type="checkbox"/>			海水浴場へ連絡する。	資料集 9-2.市内海水浴場
3	<input type="checkbox"/>			漁業協同組合へ連絡する。	資料集 9-3.市内漁業協同組合

2-2 海岸線の巡回

※津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	消防班長	津波到達まで時間的余裕がある場合は、海岸線（海水浴場、公園等）を巡回し、避難誘導等を行う。	資料集 9-2.市内海水浴場
		農水対策部長	水産班長		

第3節 避難情報の発令

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	避難情報の発令	○ 総務企画対策部（本部対策班） ○ 市民生活対策部（避難所班）							
3-2	避難行動要支援者の避難支援	○ 市民生活対策部（市民班）							
3-3	学校・要配慮者利用施設等における避難	○ 保健福祉対策部（保健医療班、生活救護班） ○ 教育対策部（教育・教育施設班）							
3-4	帰宅困難者への対応	○ 総務企画対策部（連絡調整班、広報班） ○ 産業対策部（商工観光班）							

3-1 避難情報の発令

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
避難情報の発令					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	避難情報の発令に必要な情報を収集・整理する。	参考 21 避難情報発令基準
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県、指定行政機関または指定地方行政機関に助言を求める。	
3	<input type="checkbox"/>			避難情報の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を検討し、本部長に具申する。 ※災害警戒本部設置前の段階では、総務企画対策部長に具申	
4	<input type="checkbox"/>			本部長の判断を受け、以下のシステムを用いて避難情報を伝達する。 ● 防災情報提供システム ● Lアラート	参考 22 避難情報の伝達方法 参考 23 避難情報発令時の伝達事項 資料集 5-4.避難情報発令時の広報文例
指定緊急避難場所の開設					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	避難情報の発令に先立ち、開設が必要な指定緊急避難場所の開設担当者との連絡をとる。	資料集 5-2.指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧
2	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	指定緊急避難場所の開設担当者へ開設を指示する。	
3	<input type="checkbox"/>			指定緊急避難場所の開設状況及び避難者数を報告する。	様式集 3-1.避難所開設状況一覧

参考 21 避難情報発令基準

災害種別	高齢者等避難	避難指示		緊急安全確保
水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測が行われている河川（以下、水位観測河川）については、河川の水位が第一基準（満杯水位の6割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測河川については、河川の水位が第二基準（満杯水位の8割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ● 消防団等から避難の必要性や、浸水の発生に関する通報があったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測河川については、河川の水位が第三基準（満杯・護岸の高さ）に達したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 決壊や越水・溢水が発生した場合とき。（消防団等からの報告により把握できた場合）
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨（土砂災害）警報が発表され、さらに降雨が継続する見込みであるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ● 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報発表後に、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ● 山鳴り、流木の流出が確認されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害が発生したとき。
暴風	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風の襲来により、短時間後に危険が予想されるとき。（平均風速が20メートル位に、さらに強まっていくときのような場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体に危険がせまってきたとき。（平均風速が20メートル以上で、さらに強まっていくことが予想される場合） 	—	—
高潮	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 越波・越流が発生するおそれが高いとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸堤防等が倒壊したとき。 ● 異常な越波・越流が発生したとき。
津波	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 	—

参考 22 避難情報の伝達方法

- 防災情報伝達制御システム：@InfoCanal、エリアメール送信、市 HP への掲載、防災行政無線による放送が自動で行われる
- L アラート：県の防災情報システムを通じて、テレビ事業者、ラジオ事業者等への一斉送信が行われる（県への報告も兼ねる）

参考 23 避難情報発令時の伝達事項

- 警戒レベル
- 避難対象地域
- 避難が必要な理由
- とるべき行動
- 避難における留意事項など

3-2 避難行動要支援者の避難支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	市民班長	避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供し、避難支援、安否確認を依頼する。	※避難支援等関係者 ・ 消防本部・消防署 ・ 消防団 ・ 五島警察署 ・ 民生委員 ・ 児童委員 ・ 五島市社会福祉協議会
2	<input type="checkbox"/>			避難支援等関係者から、避難行動要支援者の安否情報を収集する。	

3-3 学校・要配慮者利用施設等における避難

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育対策部長	教育・教育施設班長	避難対象地域内の学校に避難情報を伝達し、避難状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	保健福祉対策部長	生活救護班長	避難対象地域内の保育所、幼稚園、こども園、社会福祉施設に避難情報を伝達し、避難状況を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>		保健医療班長	避難対象地域内の病院に避難情報を伝達し、避難状況を把握する。	

3-4 帰宅困難者への対応

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	広報班長	帰宅支援のため、交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報を広報する。	
2	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	店舗等の施設に対し、徒歩帰宅者への食糧、飲料水、トイレの提供等の支援を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	商工観光班長	必要に応じて、避難所その他の施設を活用し、帰宅困難者の滞在場所を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			事業所に対し、従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食糧や飲料水の供給、就寝場所の提供等の支援を指導する。	

第4節 消火活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	火災発生状況の把握	○ 消防対策部（予防班、警防班、消防班）						
4-2	消火活動	○ 消防対策部（消防班）						

4-1 火災発生状況の把握

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	予防班長 警防班長 消防班長	消防団と連携し、以下の情報を収集する。 ● 延焼火災の状況 ● 自主防災組織の活動状況 ● 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 ● 消防ポンプ自動車、その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況	
2	<input type="checkbox"/>			STEP1 の情報について、情報集約班及び五島警察署と相互に連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		警防班長	市のみでは消防力が不足する場合、あらかじめ県に以下の事項を報告の上、他市町への応援要請を行う。 ● 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等） ● 火災の状況 ● 気象関係 ● 今後の判断 ● 応援消防力及び必要機材 ● その他の必要事項	
4	<input type="checkbox"/>		予防班長	「火災報告等取扱要領」に基づき火災報告を行う。	

4-2 消火活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>		消防班長	消防団と連携し、消火活動を行う。	参考 24 消火活動における留意事項
2	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	消防班長	危険物の漏洩等により災害が拡大し、またはそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。	

参考 24 消火活動における留意事項

- 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第5節 二次災害の防止

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	○住宅水道対策部（土木班）						
5-2	被災建築物、被災宅地の応急危険度判定	○住宅水道対策部（住宅調査班）						
5-3	有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止	○市民生活対策部（環境衛生班）						
5-4	危険物施設等の二次災害防止	○消防対策部（危険物班）						

5-1 水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
危険箇所の点検					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	土木班長	河川、海岸や土砂災害の危険箇所等の点検に必要な人員、資機材を確保する。 ※専門技術者等を活用する	
2	<input type="checkbox"/>			河川、海岸や土砂災害の危険箇所等の危険箇所の点検を実施する。	
危険性が高い箇所への応急措置					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	土木班長	災害対策本部に伝達する。	
2	<input type="checkbox"/>			二次被害の防止対策を講じ、災害発生のおそれがある場合は、速やかに安全を確保する。	

5-2 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	県との調整窓口として対応する。	
2	<input type="checkbox"/>			大規模な地震が発生した場合は、相談窓口を設置し宅地の被害情報の把握を行い、これを基に危険度判定の要否の判断を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			危険度判定が必要と判断した場合は、県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する	

5-3 有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等の情報を収集する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、漏洩等防止のための応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等を行う。	

5-4 危険物施設等の二次災害防止

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	危険物班長	危険物施設等と連絡をとり、二次災害防止のための点検を要請する。	※危険物施設等 ・危険物施設 ・火薬類貯蔵施設
2	<input type="checkbox"/>			危険物施設等の点検結果を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>			二次災害の危険がある場合、施設管理者に応急措置を要請するとともに、これに協力する。	
4	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、消火、救急・救護、避難誘導を行う。	

第6節 救出救助

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	救出救助活動	○ 消防対策部（消防班）						

6-1 救出救助活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部 長	消防班長	救出に必要な人員を確保し、救出班を編成する。	
2	<input type="checkbox"/>			救出に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する。 ※必要に応じて、災害対策本部を通じて事業者等から借り上げる。	
3	<input type="checkbox"/>			警察、海上保安署、自衛隊と協力して救出活動を行う。 ※必要に応じて、災害対策本部内に警察、海上保安署との調整の場を設け、相互の情報交換、捜索の地域分担を行う。	参考 25 救出対象者
4	<input type="checkbox"/>			救出された負傷者等への応急手当てを行う。	
5	<input type="checkbox"/>			救出された負傷者等を近隣の救護所へ搬送する。	

参考 25 救出対象者

- 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合。
 - ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ・ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - ・ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ・ 登山者が多数遭難したような場合
 - ・ 災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでない者。

第7節 医療救護活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7-1	救護所及び避難所 救護センターの設 置・運営	○ 保健福祉対策部（保健医療班）						
7-2	医薬品等の確保	○ 保健福祉対策部（保健医療班）						
7-3	後方搬送	○ 消防対策部（消防班）						

7-1 救護所及び避難所救護センターの設置・運営

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	保健福祉対 策部長	保健医療 班長	負傷者等発生状況を把握し、適切な 場所に救護所及び避難所救護セン ターを設置する。 ※避難所救護センター：避難所に併設して 被災者に医療を提供する施設	
2	<input type="checkbox"/>			救護所及び避難所救護センターの 運営に必要な人員を確保する。	資料集 9-5.主な医療 救護班一覧
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、五島医師会、五島中 央病院または県に対し、救護班の派 遣を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>			救護所及び避難所救護センターの 設置場所及びスタッフの概要等の 情報を県に通知する。	
5	<input type="checkbox"/>			救護所及び避難所救護センターの 設置について広報する。（広報班に 依頼）	
6	<input type="checkbox"/>			救護所及び避難所救護センターの 収容状況を把握する。	

7-2 医薬品等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	保健福祉対策部長	保健医療班長	医薬品、医療・救急資機材、血液等の必要数を推定し、必要量を調達する。	
2	<input type="checkbox"/>			医薬品、医療・救急資機材、血液等が不足する場合は、県に調達を要請する。(連絡調整班に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、医薬品等集積所の設置・管理を行う。	

7-3 後方搬送

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部長	消防班長	災害拠点病院等への搬送が必要な場合、救急車等で患者を搬送する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県または緊急輸送関係機関に対し、車両、ヘリコプターによる救急搬送を要請する。	

第4章 生活を守る

第1節 避難所等の運営

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	緊急避難場所の開設	○ 総務企画対策部（本部対策班） ○ 市民生活対策部（避難所班）						
1-2	要配慮者への支援	○ 市民生活対策部（避難所班）						
1-3	避難所の開設・運営	○ 市民生活対策部（避難所班）						
1-4	福祉避難所の開設	○ 市民生活対策部（市民班）						
1-5	避難所の閉鎖	○ 市民生活対策部（避難所班）						

1-1 緊急避難場所の開設

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長 市民生活対策部長	避難所班長	該当する避難所配置職員へ開設を指示する。	資料集 5-2.指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧
2	<input type="checkbox"/>		避難所責任者	避難者、施設管理者と協力し、避難所の開設準備を行う。	参考 26 避難所の開設準備事項
3	<input type="checkbox"/>			開設準備完了後、避難者の受入れを開始する。	
4	<input type="checkbox"/>			避難者名簿を作成し、避難者数を班長に報告する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	避難所の開設状況を県に報告する。	

参考 26 避難所の開設準備事項

- 台風時は事前に避難所開設準備を行い、早めに避難してくる避難者に対応する。
- 高齢者等避難の発令時に開設する指定緊急避難場所は、事前に指定し周知する。
- 避難指示の発令時にはすべての指定緊急避難場所を開設する。
- 地震により施設の安全が確保できないと判断した場合は、本部に電話連絡する。

1-2 要配慮者等への支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	避難所開設後、速やかに要配慮者スペースを確保する。	
2	<input type="checkbox"/>			避難所運営の協力者を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			避難所での共同生活が難しい要配慮者を把握したときは、避難所班長へ連絡する。	

1-3 避難所の開設・運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	避難者の受入れを行う。	参考 27 避難所の任務
2	<input type="checkbox"/>			各避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資、避難所外避難者・要配慮者の情報等）を把握し、他の班と連携して必要な支援を行う。	参考 28 避難所の運営支援における留意事項

参考 27 避難所の任務

- 避難者名簿の作成（住所、氏名、年齢、家族構成）
 - ・ 避難住民の転出・入の確認をすること。（どこから来たか、どこへ行ったかを確認）
- ペット同行避難場所の開設（福江小学校、勤労福祉センター、富江中学校、玉之浦支所、三井楽中学校、奈留小中学校）
- 傷病者の搬送（担架等を使い医療機関または救護所へ搬送）
- 生活物資（水・食糧・物資）の受入・管理・配給
 - ・ 品目、数量について、避難所班または生涯学習班と調整する。
 - ・ 搬送について、調達・輸送班と調整する。
 - ・ 配付物資は記録する。
- 仮設トイレの設置
- 仮設電話の設置（期間は限定）
- 高齢者、傷病者等要配慮者への配慮
 - ・ 生活救護班との連絡を密にし、要配慮者への適正な対応をする。
 - ・ 要配慮者用スペースの確保、必要な介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。
- 情報の提供
 - ・ 常に災害に対する正確な情報を収集し、掲示板等により市民へ正しい情報を提供する。（家族、知人の安否や被害状況等）
 - ・ 掲示コーナーを設置する。
 - ・ 各種情報は担当者が内容をチェックし統一した内容を提供する。
 - ・ 被災者支援に関する情報を提供する。
- 避難生活の手助け
 - ・ 来訪者及び電話の対応
 - ・ 避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場のチェック）
 - ・ 避難者の健康状態の把握
- ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- 施設の運営管理

参考 28 避難所の運営支援における留意事項

- 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- 県と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所または避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

1-4 福祉避難所の開設

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	市民班長	福祉避難所指定施設の管理者と連絡し、要配慮者の受入れ可否を確認する。	資料集 5-3.福祉避難所一覧
2	<input type="checkbox"/>			各福祉避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資等）を把握し、他の班と連携して必要な支援を行う。	

1-5 避難所の閉鎖

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先を調整する。	
2	<input type="checkbox"/>			運営スタッフと協力して後片付けを行い、施設の原状を回復する。	
3	<input type="checkbox"/>			避難所運営に関する記録等を取りまとめる。	

第2節 食糧・生活必需品等の供給

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	食糧・生活必需品等の調達	○ 総務企画対策部（管理班、受援班） ○ 産業対策部（調達・輸送班）						
2-2	食糧・生活必需品等の供給	○ 総務企画対策部（管理班） ○ 産業対策部（調達・輸送班）						
2-3	炊き出しの実施	○ 総務企画対策部（管理班） ○ 市民生活対策部（避難所班）						

2-1 食糧・生活必需品等の調達

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
食糧・生活必需品等の管理					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	被災者数より、食糧・生活必需品等の必要量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		受援班長	調達した食糧・生活必需品等の保管場所を指定し、管理責任者及び警備員を配置する。	
3	<input type="checkbox"/>			提供を受けた食糧・生活必需品等の受付記録を作成し、保管する。	
食糧・生活必需品等の調達					
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	備蓄物資が不足する場合、食糧・生活必需品等を調達する。（県、他市町への要請は連絡調整班に依頼）	参考 29 食糧・生活必需品等の調達方法

参考 29 食糧・生活必需品等の調達方法

【災害救助法または国民保護法適用前（第1段階）】

- 「災害時における救援物資供給等の協力に関する協定」等に基づき市内協定業者に対し協力要請を行う。
- 「災害時の相互物資援助に関する協定」に基づき新上五島町に対して協力要請を行う。
- 長崎県農産園芸課に対して協力要請を行う。
- 必要に応じて、次の事項を示して県に調達又は斡旋を要請する。

ア) 調達斡旋を必要とする理由	オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
イ) 必要な緊急物資の品目及び数量	カ) 経費負担区分
ウ) 引渡しを受ける場所及び引き受け責任者	キ) その他参考となる事項
エ) 連絡課及び連絡責任者	

【災害救助法または国民保護法適用後（第2段階）】

- 長崎県知事が長崎農政事務所長より買受けた米穀について、引渡しを受ける。
- その他物資については、関係事業者等から長崎県知事が購入し、市はその供給を受ける。

2-2 食糧・生活必需品等の供給

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
食糧・生活必需品等の配分計画の作成					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	保有する食糧・生活必需品等の配分計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			作成した配分計画を市民に広報する。(広報班に依頼)	
食糧・生活必需品等の供給					
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	食糧・生活必需品等の供給に必要な人員、輸送車両を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>			食糧・生活必需品等を供給拠点へ輸送する。 ※供給拠点は、災害対策本部及び各支所とする	
3	<input type="checkbox"/>			自主防災組織等の協力を得て、供給拠点から指定避難所へ食糧・生活必需品等を輸送する。	

2-3 炊き出しの実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	LP ガス協会五島支部との協定に基づき、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等を確保する。 ※調達できないときは、県に以下の事項を示し、調達の斡旋を要請する。(連絡調整班に依頼) ● 必要なプロパンガスの量 ● 必要な器具の種類及び個数	
2	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	避難所等に炊き出し場所を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			避難者、近隣住民等に協力を呼びかけ、炊き出しを実施する。	

第3節 給水活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	給水活動	○住宅水道対策部（水道班）						
3-2	水道施設の応急復旧	○住宅水道対策部（水道班）						

3-1 給水活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
応急給水計画の作成					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	水道班長	被災地の通水状況、避難所、医療施設、社会福祉施設等の状況等を把握し、応急給水計画を作成する。	1人1日あたりの給水量の目安 ・災害発生後3日：30 ・4日以降：200 資料集9-4.上水・簡水施設による給水状況
補給水源の確保					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	水道班長	以下の方法により補給水源を確保する。 ●上水、各簡水の活用 ●湧水、井戸水の活用（保健所の指導を得る）	
給水用資機材の確保					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	水道班長	給水用の車両を確保する。（管理班に依頼） ※水道局所有の水槽を活用し、不足する場合は事業者へ水槽付運搬車の協力を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			給水に必要な燃料、浄水用の薬品及び資材を確保する。（管理班に依頼）	
3	<input type="checkbox"/>			市のみでは飲料水の供給が実施できないときは、以下の事項を示して県に調達または斡旋を要請する。 （連絡調整班に依頼） ●給水を必要とする人員 ●給水を必要とする期間及び給水量 ●給水する場所 ●必要な給水器具、薬品、水道用資機材の品目別数量 ●給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
給水活動の実施					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	水道班長	給水時間、給水場所を広報する。(広報班に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>			保健所に指導監督を依頼する。	
3	<input type="checkbox"/>			応急給水計画に従い、給水活動を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			地震発生後約8日を目途に仮設共有栓等を設置する。	

3-2 水道施設の応急復旧

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	水道班長	水道施設の被災状況を把握し、応急復旧計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			応急復旧に必要な資機材、車両、作業員を確保する。作業員が不足する場合は、水道局指定業者の出動を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>			応急復旧計画に従い水道施設の応急復旧工事を実施する。	

第4節 保健衛生活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	防疫活動	○保健福祉対策部（保健医療班）						
4-2	被災者の健康管理	○保健福祉対策部（保健医療班）						

4-1 防疫活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	保健福祉対策部長	保健医療班長	防疫活動が必要な地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する。	
2	<input type="checkbox"/>			保健所と協力して防疫班を編成する。 ※不足する場合は医師会等の協力を要請する。（連絡調整班に依頼）	
3	<input type="checkbox"/>			防疫活動に必要な資材を確保する。 不足する場合は、以下の方法により調達する。 ●卸売業者等から購入 ●県に調達を要請（連絡調整班に依頼）	※防疫資材 ・噴霧器 ・消毒薬剤 ・検便用資材等
4	<input type="checkbox"/>			「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づき、必要な防疫措置を実施する。	※防疫対策 ・健康診断（検便） ・清掃方法 ・消毒方法 ・そ族（ねずみ）、昆虫駆除
5	<input type="checkbox"/>			市のみでは十分な防疫活動が実施できないときは、県に代執行を要請する。（連絡調整班に依頼）	

4-2 被災者の健康管理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	保健福祉対策部長	保健医療班長	保健所と連携し、保健師、管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			精神保健福祉センターと連携し、被災者及び救護活動従事者等のメンタルヘルスケアを行う。	
3	<input type="checkbox"/>			被災者に対し、自身等の健康管理について啓発する。(広報班に依頼)	参考 30 健康管理に関する広報事項の例

参考 30 健康管理に関する広報事項の例

- 避難所への避難者や車中泊避難者等におけるエコノミークラス症候群の予防対策
- 食中毒予防の注意喚起
- 自己努力によって飲料水を確保する場合の衛生上の注意

第5節 し尿、生活ごみの処理

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	し尿の処理	○ 市民生活対策部（環境衛生班）						
5-2	生活ごみの処理	○ 市民生活対策部（環境衛生班）						

5-1 し尿の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	被災状況等から仮設トイレの設置場所、必要数を検討する。	※設置にあたっては障害者に配慮する。
2	<input type="checkbox"/>			仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。 不足する場合は事業者等から購入するか、県に斡旋を依頼する。（県への斡旋依頼は連絡調整班に依頼）	
3	<input type="checkbox"/>			必要な場所に仮設トイレを設置する。	
4	<input type="checkbox"/>			し尿汲取り業者に協力依頼を行い、仮設トイレの汲取りを迅速に行う。	資料集 9-6.汚物処理施設、収集運搬車、清掃業者一覧
5	<input type="checkbox"/>			水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合、速やかに仮設トイレを撤去する。	

5-2 生活ごみの処理

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	被災状況等から生活ごみの発生見込みを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、臨時のごみの集積場所を設定し、広報する。(広報班に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>			ごみ収集委託業者に協力依頼を行い、一時的に大量に発生した生活ごみを収集、処理する。	
4	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、車両の借上げ(管理班に依頼)、作業員の雇入れ(連絡調整班に依頼)を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、資機材の調達、近隣市町等への収集・処理の協力要請または広域処理体制整備などについて県に支援を要請する。(連絡調整班に依頼)	

第6節 行方不明者の搜索、死体の処理・埋葬

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	行方不明者の搜索	○ 消防対策部（消防班）						
6-2	死体の処理	○ 市民生活対策部（環境衛生班）						
6-3	死体の埋葬	○ 市民生活対策部（環境衛生班）						

6-1 行方不明者の搜索

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防対策部 長	消防班長	住民からの搜索依頼や安否確認情報から行方不明者の状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			救出に必要な人員を確保し、搜索班を編成する。	
3	<input type="checkbox"/>			搜索に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する。 ※必要に応じて事業者等から借り上げる。	
4	<input type="checkbox"/>			警察と協力して搜索活動を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			死体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、県を通じて海上保安署、自衛隊による搜索を要請する。（連絡調整班に依頼）	
6	<input type="checkbox"/>			死体が他市町に漂流または漂着していると考えられる場合は、当該市町に搜索を要請する。（連絡調整班に依頼）	

6-2 死体の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
死体の処理					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	死体の処理場所及び死体の一時保存に必要な物品（シート、棺、保存剤等）を確保する。（管理班に依頼）	
2	<input type="checkbox"/>			処理場所に死体を受入れ、医師、警察が行う検視・検案に協力する。	
3	<input type="checkbox"/>			県等から派遣される救護班と協力して、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			身元が判明している死体を遺族に引き渡す。	
5	<input type="checkbox"/>			身元が判明しない死体は、一時遺体安置所において埋葬までの間保存する。	資料集 9-7.一時遺体安置所及び火葬場一覧
漂流死体の処理（身元が判明している場合）					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	その遺族、親戚、縁者または災害発生地在市町に連絡して引取りを依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>			被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。	
漂流死体の処理（身元が判明しない場合）					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定される場合は、当該市町に連絡して引取りを依頼する。	※遺品等があれば保管するとともに、死体を撮影し記録として残しておく。
2	<input type="checkbox"/>			被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。	

6-3 死体の埋葬

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	火葬場の被災状況を把握し、市のみでは死体の火葬を行うことができない場合、県に対し広域火葬の応援を要請する。(連絡調整班に依頼)	資料集 9-7.一時遺体安置所及び火葬場一覧
2	<input type="checkbox"/>			一定期間身元が判明しない死体について、身元判明に必要な資料を保管した上で、火葬、埋葬を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			遺骨及び遺留品を保管する。	

第7節 社会秩序の維持

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7-1	社会秩序の維持	○ 総務企画対策部（連絡調整班、 広報班）						

7-1 社会秩序の維持

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	広報班長	流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、市民のとるべき措置等について広報を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		連絡調整班長	必要に応じて、県に対し、社会秩序維持のための応急措置または広報の実施を要請する。	

第8節 漂流油による沿岸汚染対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
8-1	漂流油による沿岸汚染対策	○ 総務企画対策部（連絡調整班） ○ 各部（各班）						

8-1 漂流油による沿岸汚染対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	漂流油の流出について発見者から通報を受けた場合は、海上保安署及び県に通知する。	資料集 11-5.五島市沿岸汚染対策要綱 資料集 11-6.漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱
2	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	海上保安署、県及び隣接町と連携し、流入防止等の汚染対策を行う。	参考 31 汚染対策として措置すべき事項

参考 31 汚染対策として措置すべき事項

- 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- 自衛隊への派遣要請
- 災害対策本部設置
- 防除資器材の援助
- 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な融資資金のあっせん
- 漁場復旧の指導及び助成
- 野生生物の救護

第5章 復旧への足がかり

第1節 住宅の確保

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	応急仮設住宅の供与	○ 市民生活対策部（避難所班） ○ 住宅水道対策部（住宅調査班）						
1-2	住宅の応急修理	○ 住宅水道対策部（住宅調査班）						
1-3	住宅等に流入した障害物の除去	○ 住宅水道対策部（住宅調査班）						
1-4	住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導	○ 住宅水道対策部（住宅調査班）						

※災害救助法適用時

1-1 応急仮設住宅の供与

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
必要戸数の把握					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	住宅の被災状況から応急仮設住宅の必要戸数を把握する。	
借上げ型応急仮設住宅の確保					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	市営住宅の空き状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			他機関の公営住宅、民間賃貸住宅、企業の社宅・寮の応急仮設住宅としての活用について、その所有者に要請する。	
応急仮設住宅の建設					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	応急仮設住宅の建設用地を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>			建築業関係団体等の協力を得て応急仮設住宅を建設する。	※高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。
3	<input type="checkbox"/>			建築業者が不足する場合や、建築資機材を調達できない場合、県に斡旋または調達を要請する。（連絡調整班に依頼）	参考 32 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
入居者の認定					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	避難所班長	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する。	※自らの資力では住宅を確保できない者を認定する。 ※高齢者、障害者に配慮する。
2	<input type="checkbox"/>			入居者受付窓口を設置し、入居申込みの受け付け開始について市民に広報する。(広報班に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>			入居申込みの受け付け、入居者の認定を行う。	

1-2 住宅の応急修理

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	住宅の応急修理の申込み受け付けについて市民に広報する。(広報班に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>			住宅の応急修理の申込みを受け付ける。	※自らの資力では住宅の応急修理ができない者を認定する。
3	<input type="checkbox"/>			建築業関係団体等の協力を得て住宅の応急修理を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			建築業者が不足する場合や、建築資機材を調達できない場合、県に斡旋または調達を要請する。(連絡調整班に依頼)	参考 32 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

1-3 住宅等に流入した障害物の除去

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	住宅等に流入した土石等障害物の除去の申込み受け付けについて市民に広報する。(広報班に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>			住宅等に流入した土石等障害物の除去の申込みを受け付ける。	
3	<input type="checkbox"/>			建築業関係団体等の協力を得て障害物の除去を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			市のみで対応できない場合、県に応援を要請する。(連絡調整班に依頼)	参考 32 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

参考 32 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

応急仮設住宅の建設	住宅の応急修理	住宅等に流入した障害物の除去
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害戸数（全焼、全壊、流失） ● 設置を必要とする住宅の戸数 ● 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ● 派遣を必要とする建築業者数 ● 連絡責任者 ● その他参考となる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害戸数（半焼、半壊） ● 修理を必要とする住宅の戸数 ● 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ● 派遣を必要とする建築業者数 ● 連絡責任者 ● その他参考となる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） ● 除去に必要な人員 ● 除去に必要な期間 ● 除去に必要な機械器具の品目別数量 ● 除去した障害物の集積場所の有無

1-4 住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	住宅調査班長	建築相談窓口を設置し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。	
2	<input type="checkbox"/>			市民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市民への建築業者、建築資機材の供給斡旋を行う。不足する場合は、県に斡旋を要請する。（連絡調整班に依頼）	

第2節 文教対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	応急保育の実施	○ 保健福祉対策部（生活救護班）						
2-2	応急教育の実施	○ 教育対策部（教育・教育施設班）						
2-3	社会教育施設の応急対策	○ 教育対策部（生涯学習班）						
2-4	文化財の応急対策	○ 教育対策部（生涯学習班）						

2-1 応急保育の実施

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	保健福祉対策部長	生活救護班長	保育所、幼稚園、こども園の園長等と連絡をとり、児童、保育士及び施設、設備の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			施設が被災した場合、施設の応急復旧を実施するとともに、応急保育の実施場所を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			応急保育の実施に必要な保育士を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			応急保育計画を作成し、応急保育の開始時期及び方法を児童及び保護者に連絡する。	
5	<input type="checkbox"/>			応急保育計画に従い応急保育を実施する。	

2-2 応急教育の実施

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育対策部長	教育・教育施設班長	以下の方法により各学校の児童、生徒、教職員及び施設、設備の被害状況を把握する。 ● 災害発生直後は、各学校長に被害状況及びこれに対する応急措置の概要の報告を求める。 ● 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			施設が被災した場合、施設の応急復旧を実施するとともに、応急教育の実施場所を確保する。	参考 33 応急教育実施場所の考え方
3	<input type="checkbox"/>			県と調整し、応急教育の実施に必要な教職員を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童、生徒及び保護者に連絡する。	
5	<input type="checkbox"/>			教科書、学用品等の必要数をとりまとめ、県に供給を依頼する。	
6	<input type="checkbox"/>			応急教育計画に従い応急教育を実施する。	参考 34 応急教育実施における留意事項
7	<input type="checkbox"/>			給食センターが被災した場合は、その状況を県に報告するとともに、できるだけ早く給食を再開する。	

参考 33 応急教育実施場所の考え方

被災の程度	応急教育実施場所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	● 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ● 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	● 公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 隣接学校の校舎を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	● 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	● 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。

参考 34 応急教育実施における留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。 ● 学校が地域の避難所となる場合は、以下の事項に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所運営の責任者に対し、その利用について必要な指示をする。 ・ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。 ・ 避難生活が長期化する場合、応急教育活動と避難活動との調整について県と必要な協議を行う。

2-3 社会教育施設の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育対策部長	生涯学習班長	公民館その他の社会教育施設の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、被災施設に対し応急修理等の必要な措置を実施する。	

2-4 文化財の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育対策部長	生涯学習班長	文化財の所有者または管理者と連絡をとり、文化財の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			文化財の所有者または管理者に対し、被災した文化財に対する必要な復旧対策等について指導する。	

第3節 災害廃棄物の処理

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	災害廃棄物の処理	○ 市民生活対策部（環境衛生班）						

3-1 災害廃棄物の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活対策部長	環境衛生班長	建物の被害状況からがれきの発生見込み量及び廃棄物処理施設の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			災害廃棄物処理に必要な車両、人員等を確保する。 必要に応じて、車両の借上げ（管理班に依頼）、作業員の雇入れ（連絡調整班に依頼）を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			選別・保管・焼却のできる仮置場を確保する。（管理班に依頼）	
4	<input type="checkbox"/>			処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。	参考 35 災害廃棄物処理における留意事項
5	<input type="checkbox"/>			災害廃棄物処理実行計画に従い、災害廃棄物の仮置場への運搬、分別、破砕、焼却、埋め立て等の処理を行う。	
6	<input type="checkbox"/>			市のみでは災害廃棄物処理が実施できないときは、県に支援を要請する。（連絡調整班に依頼）	

参考 35 災害廃棄物処理における留意事項

- 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリートのリサイクルを図る。
- アスベスト等の有害な廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適正に処理する。

第4節 公共土木施設の応急対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	公共土木施設の応急対策	○ 農水対策部（水産班） ○ 住宅水道対策部（土木班）						

4-1 公共土木施設の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
海岸、河川、道路、砂防施設、港湾の応急工事					
1	<input type="checkbox"/>	住宅水道対策部長	土木班長	市が管理する海岸、河川、道路、砂防施設、港湾の被災状況を把握し、応急復旧方針（応急工事の優先順位等）を検討する。	資料集 6-3. 県管理河川 資料集 6-4. 五島市内の海岸保全区域
2	<input type="checkbox"/>			建設業者への緊急要請により、応急工事を実施する体制を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			土木建設関連協会等への要請により、工事用特殊車両や復旧資材等を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			被災した海岸、河川、道路、砂防施設、港湾の応急工事を行う。	参考 36 応急工事の内容
漁港の応急工事					
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部長	水産班長	市が管理する漁港の被災状況を把握し、応急復旧方針（応急工事の優先順位等）を検討する。	資料集 8-4. 防災拠点漁港
2	<input type="checkbox"/>			建設業者への緊急要請により、応急工事を実施する体制を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			土木建設関連協会等への要請により、工事用特殊車両や復旧資材等を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			被災した漁港の応急工事を行う。	参考 36 応急工事の内容

参考 36 応急工事の内容

区分	応急工事の内容
河川、海岸	通常本工事より規模の小さい仮の構造物を設置し、水の流出を止める工事を行う。
道路	被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 排土作業又は盛土作業 ● 仮舗装作業 ● 障害物の除去 ● 仮道、さん道、仮橋等の設置
砂防施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 ● 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。
港湾、漁港	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。 ● 河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ● 岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第5節 ボランティアの受入れ

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	災害ボランティアセンターの設置・運営支援	○ 総務企画対策部（連絡調整班）						
5-2	ボランティア活動の全体像の把握	○ 総務企画対策部（連絡調整班）						

5-1 災害ボランティアセンターの設置・運営支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	五島市社会福祉協議会に五島市災害ボランティアセンターの設置を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			五島市社会福祉協議会の庁舎が被災し、災害ボランティアセンターとしての利用ができない場合は、代替施設の提供に協力する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害ボランティアセンターの運営状況を把握し、必要に応じて、運営に必要な人員、資機材の調整等の支援を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			海外からの支援の申し入れがあった場合は、県、長崎県災害ボランティアセンター、五島市災害ボランティアセンターと調整し、国の関係省庁と協議の上、支援の受け入れの要否を決定する。	

5-2 ボランティア活動の全体像の把握

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	連絡調整班長	<p>県と連携し、以下の団体等と情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長崎県社会福祉協議会 ● 五島市社会福祉協議会 ● 公益財団法人県民ボランティア振興基金 ● 地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体 	

第6節 農林水産業の応急対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	農林水産業者への 指導、助言	○農水対策部（農林班、水産班）						
6-2	家畜の保護	○農水対策部（農林班）						
6-3	貯木の流出防止	○農水対策部（農林班、水産班）						

6-1 農林水産業者への指導、助言

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部 長	農林班長 水産班長	農地、林地、農林畜産業用施設、水産施設の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、被災した農林水産業者への指導、助言を行う。	

6-2 家畜の保護

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部 長	農林班長	畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であるときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、家畜の避難先を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>			死亡獣畜を把握したときは、化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。	
4	<input type="checkbox"/>			死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後、埋却し、処理の場所について届け出る。	

6-3 貯木の流出防止

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部長	農林班長	台風、高潮、津波等により沿岸貯木場における貯木の流出のおそれがある場合、五島森林組合に対し、流出防止のための措置を指導する。	
2	<input type="checkbox"/>			貯木が流出した場合は、海上保有者等に除去を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		水産班長	市が管理する漁港について、貯木の流出により船舶の運航に支障がある場合は、貯木の除去を行う。	

第6章 公共施設の災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	災害復旧事業の実施	○総務企画対策部（管理班） ○保健福祉対策部（生活救護班） ○産業対策部（商工観光班） ○農水対策部（農林班、水産班） ○住宅水道対策部（土木班、住宅調査班、水道班） ○教育対策部（教育・教育施設班、生涯学習班）						
1-2	財源の確保	○総務企画対策部（庶務・会計班）						

1-1 災害復旧事業の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	所管施設の被害の原因を調査し、査定のための調査、測量、設計を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			国及び県に緊急査定または本査定を要望する。	
3	<input type="checkbox"/>			緊急査定の場合、国から事前に現地指導官が派遣されるため、その指示に基づき計画を立てる。	
4	<input type="checkbox"/>			本査定に立会い、現場において必要な説明を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			査定完了後、事業計画を作成し、災害復旧事業を行う。	
6	<input type="checkbox"/>			査定に外れた箇所については、再調査を行い、市単独災として復旧事業を行う。	

※ここでの各部長、各班長とは、以下の部、班のことを指す

- 総務企画対策部長（管理班長）
- 保健福祉対策部長（生活救護班長）
- 産業対策部長（商工観光班長）
- 農水対策部長（農林班長、水産班長）
- 住宅水道対策部長（土木班長、住宅調査班長、水道班長）
- 教育対策部長（教育・教育施設班長、生涯学習班長）

参考 37 災害復旧事業実施における留意事項

事業区分	留意事項
公共土木施設 災害復旧 事業	<p>河川公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける。(以下、海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設、砂防施設、道路公共土木施設、林地荒廃防止施設についても同様) ● 復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、凡ゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。 ● 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。 ● 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。 <p>海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧計画に当っては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。 ● 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するように努める。 <p>砂防施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国庫補助として4ヶ年計画にて復旧する事となる。 <p>道路公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急度に応じて3ヶ年で復旧するよう計画を立てる。 ● 1件復旧費の額が60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。 <p>林地荒廃防止施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急度に応じて災害発生の次年度以降「おおむね3ヶ年度」(事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」)で復旧するよう、計画を立てる。
農林水産業 施設災害復 旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける。 ● 復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。
都市災害復 旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進める。 ● 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。 ● 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 ● 下水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。

事業区分	留意事項
住宅災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図る。 <p>【関連する法律】公営住宅法</p>
公立文教施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。 ● 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。 <p>【関連する法律】公立学校施設災害復旧費国庫負担法</p>
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。 ● 施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。 <p>【関連する法律】 生活保護施設：生活保護法 40 条・41 条 老人福祉施設（社会福祉法人等）：老人福祉法第 14 条、15 条第 2 項～5 項、介護保険法第 70 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 115 条の 46 第 2～3 項 児童福祉施設：児童福祉法 35 条第 2 項～4 項 障害者支援施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 83 条第 2 項～第 4 項</p>
公立医療施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。 <p>【関連する法律】 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>
その他公営企業施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努める。 <p>【関連する法律】工業用水法、特定多目的ダム法</p>
公用財産災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努める。
上下水道災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図る。 ● 農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図る。 <p>【関連する法律】水道法</p>

参考 38 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業）

<ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ● 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ● 公営住宅法 ● 土地区画整理法 ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 予防接種法 ● 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ● 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭 37. 8. 14 建設省都市局長通達） ● 生活保護法 ● 児童福祉法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ● 売春防止法 ● 老人福祉法 ● 水道法 ● 下水道法 ● 災害救助法 ● 堆積土砂排除事業 ● 開拓者等の施設整備事業 ● 簡易水道整備事業 ● 災害廃棄物処理事業 ● 廃棄物処理施設災害復旧事業 ● 火葬場整備事業 ● 公的医療機関整備事業
---	--

参考 39 激甚災害に係る財政援助措置

区分	財政援助措置
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木施設災害復旧事業 ● 公共土木施設災害関連事業 ● 公立学校施設災害復旧事業 ● 公営住宅施設災害復旧事業 ● 生活保護施設災害復旧事業 ● 児童福祉施設災害復旧事業 ● 老人福祉施設災害復旧事業 ● 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ● 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ● 婦人保護施設災害復旧事業 ● 感染症指定医療機関災害復旧事業 ● 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ● 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ● 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ● 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ● 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ● 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ● 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ● 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ● 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例 ● 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ● 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ● 私立学校振興会の業務の特例 ● 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ● 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ● 水防資材費の補助の特例 ● り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ● 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ● 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等 ● 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

1-2 財源の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
資金計画の策定					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			各班が活用した各種災害復旧事業制度等を把握する。	参考 38 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業） 参考 39 激甚災害に係る財政援助措置
3	<input type="checkbox"/>			各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度を踏まえ、資金計画を策定する。	
財源の確保					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。	
2	<input type="checkbox"/>			現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する。	
3	<input type="checkbox"/>			一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金、地方財務局または郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、復興基金を設立する。	

第7章 生活再建

第1節 企業等の再建支援

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	○農水対策部（農林班、水産班）						
1-2	中小企業の再建資金の相談・斡旋	○産業対策部（商工観光班）						

1-1 農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農水対策部長	農林班長 水産班長	県、農協、漁協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。	参考 40 農林漁業者に対する貸付の例
2	<input type="checkbox"/>			相談体制を確立し、農林漁業災害復旧資金に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>			相談窓口の開設、農林漁業災害復旧に関する制度内容等を広報する。（広報班に依頼）	
4	<input type="checkbox"/>			被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。	
5	<input type="checkbox"/>			各種相談、申請を受け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	

参考 40 農林漁業者に対する貸付の例

<ul style="list-style-type: none"> ● 天災資金の貸付（天災融資法） ● 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業施設資金 ・ 農林漁業セーフティネット資金 ● その他の災害資金貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫資金：農業基盤整備資金、林業基盤整備資金（樹苗養成施設）、林業基盤整備資金（林道）、漁船（災害）資金、漁業基盤整備資金 ・ 農協系統資金：農業近代化資金 ● 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

1-2 中小企業の再建資金の相談・斡旋

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	商工観光班長	県、福江商工会議所、五島市商工会、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。	参考 41 中小企業に対する支援の例
2	<input type="checkbox"/>			相談体制を確立し、中小企業の再建資金に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>			相談窓口の開設、中小企業の再建に関する制度内容等を広報する。(広報班に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>			被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。	
5	<input type="checkbox"/>			各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	

参考 41 中小企業に対する支援の例

- 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
- 別枠の信用保証制度の適用（※激甚災害指定の場合）
- 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等（※激甚災害指定の場合）
- 長崎県緊急資金繰り支援資金の融資

第2節 被災者の生活再建支援

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	罹災証明書の交付 及び被災者台帳の 作成	○ 総務企画対策部（生活再建支援 班） ○ 総務企画対策部（本部対策班）						
2-2	被災者の生活再建 支援	○ 総務企画対策部（生活再建支援 班）						

2-1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
被害認定調査の実施					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対 策部長	生活再建 支援班長	罹災証明書の発行に係る被害認定 調査の計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			被害認定調査の実施について広報 する。（広報班に依頼）	
3	<input type="checkbox"/>			被害認定調査に必要な人員、備 品を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			調査計画に従い被害認定調査を実 施する。 ※現地調査のほか、必要に応じて、航空 写真、被災者が撮影した住家の写真、 応急危険度判定の判定結果等を活用 する。	
5	<input type="checkbox"/>			調査結果をとりまとめる。	
被災者台帳の作成					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対 策部長	本部対策 班長	被害認定調査結果及び住民基本台 帳、課税台帳等の既存データを活用 し、被災者台帳を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			被災者台帳データを全庁的に共有 する。	
罹災証明書の発行					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対 策部長	生活再建 支援班長	罹災証明書発行申請を受付け、被災 者台帳と照合して罹災証明書を発 行する。	
2	<input type="checkbox"/>			判定結果に不服がある場合など、必 要に応じて再調査を住宅調査班に 依頼し、罹災証明書を再発行する。	

2-2 被災者の生活再建支援

STEP	☑	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	生活再建支援班長	各種被災者支援の制度に関する制度利用条件や手続きを把握する。	参考 42 被災者の生活再建支援制度の例
2	<input type="checkbox"/>			相談体制を確立し、被災者の生活再建支援に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>			相談窓口の開設、被災者の生活再建支援に関する制度内容等を広報する。(広報班に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>			被災者の相談に統一的に対応するため、県と申請書類や審査基準等について協議する。	
5	<input type="checkbox"/>			各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	

参考 42 被災者の生活再建支援制度の例

区分	支援内容
職業の斡旋	● 公共職業安定所による現地における職業相談、職業の斡旋
租税の徴収猶予、減免	● 国税、県税、市税の期限の延長、減免、徴収猶予等
生業資金の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金の貸付 ● 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 ● 生活保護 ● 災害弔慰金の支給 ● 災害障害見舞金の支給 ● 災害援護資金の貸付 ● 被災者生活再建支援金の支給 ● 児童救済金の支給
住宅の確保	● 独立行政法人住宅金融支援機構法による住宅の災害特別貸付

第3節 義援金品の受付・配分

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	義援金の受付・配分	○ 総務企画対策部（庶務・会計班）						
3-2	義援品の受付・配分	○ 総務企画対策部（管理班、受援班） ○ 産業対策部（調達・輸送班）						

3-1 義援金の受付・配分

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
義援金の募集					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会と義援金募集（配分）委員会を組織し、義援金の募集方法等について協議する。	
2	<input type="checkbox"/>			義援金の募集について広報する。 （広報班に依頼）	
義援金の受付					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	受付窓口や振込み指定口座を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>			義援金を受領し、義援金受付簿を作成する。	
義援金の配分					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	庶務・会計班長	義援金募集（配分）委員会において、義援金の配分方法を協議する。	
2	<input type="checkbox"/>			義援金募集（配分）委員会において検討した義援金の配分方法に従い、被災者へ義援金を配分する。	

3-2 義援品の受付・配分

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
義援品の募集					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	避難所等における被災者の物資のニーズを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			県や日本赤十字社等と調整し、受入れを希望する物資、希望しない物資をリスト化する。	
3	<input type="checkbox"/>			現地の需給状況を勘案し、逐次リストの改訂を行う。	
4	<input type="checkbox"/>			リスト及び義援品の送付先を広報する。(広報班に依頼)	
5	<input type="checkbox"/>		受援班長	義援品の受入れ場所(義援品の送付先)を決定する。	
義援品の受付					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	受援班長	義援品の受入れ場所を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>			義援品を受領し、義援品受付簿を作成する。	
義援品の配分					
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	管理班長	避難所班等と連携し、受付けた義援品の配分計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>	産業対策部長	調達・輸送班長	配分計画に従い、義援品を避難所等へ配布する。	

第8章 災害復興

第1節 災害復興

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	災害復興計画の策定	○ 総務企画対策部（本部対策班）						
1-2	災害復興事業の実施	○ 各部（各班）						

1-1 災害復興計画の策定

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務企画対策部長	本部対策班長	災害復興本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			市民等の参画を得ながら、災害復興計画に係る検討委員会等を設置、運営する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害復興計画を策定する。	

1-2 災害復興事業の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部長	班長	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各部長	各班長	災害復興計画に従い、分野ごとの事業計画を策定する。	
2	<input type="checkbox"/>			事業計画に従い、災害復興事業を実施する。	